

《別冊》

関係法令抜粋

(令和5年4月20日現在)

・ 電波法	2頁
・ 電波法関係手数料令	10頁
・ 電波法施行規則	12頁
・ 無線局免許手続規則	15頁
・ 無線局運用規則	24頁
・ 基幹放送局の開設の根本的基準	25頁
・ 電波法関係審査基準	27頁
・ 放送法	47頁
・ 放送法施行規則	57頁
・ 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに 表現の自由享有基準の特例に関する省令	64頁
・ 基幹放送普及計画	72頁
・ 放送法関係審査基準	76頁
・ 地上基幹放送局の再免許等の審査について	96頁

○電波法（昭和25年法律第131号）

（無線局の開設）

第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次に掲げる無線局については、この限りでない。

一～四 （略）

2・3 （略）

（欠格事由）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

一 日本の国籍を有しない人

二 外国政府又はその代表者

三 外国の法人又は団体

四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

2 （略）

3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

一 この法律又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）若しくは第五項（第五号を除く。）の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 第二十七条の十六第一項（第一号を除く。）又は第六項（第四号及び第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

四 第七十六条第六項（第三号を除く。）の規定により第二十七条の二十一第一項の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信（第九十九条の二を除き、以下「放送」という。）であつて、第二十六条第二項第五号イに掲げる周波数（第七条第三項及び第四項において「基幹放送用割当可能周波数」という。）の電波を使用するもの（以下「基幹放送」という。）をする無線局（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送（放送法第二条第十三号に規定する衛星基幹放送をいう。次条第二項第九号イ及び第八十条の二において同じ。）及び移動受信用地上基幹放送（同法第二条第十四号の移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする無線局を除く。）については、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号（コミュニティ放送（同法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。次条第二項第九号ハ及び第八十条の二第一号において同じ。）をする無線局にあつては、第三号を除く。）のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

一 第一項第一号から第三号まで若しくは前項各号に掲げる者又は放送法第百三条第一項若しくは第百四条（第五号を除く。）の規定による認定の取消し若しくは同法第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

二 法人又は団体であつて、第一項第一号から第三号までに掲げる者が特定役員（放送法第二条第三十一号に規定する特定役員をいう。次条第二項第九号イにおいて同じ。）であるもの又はこれらの者がその議決権の五分之一以上を占めるもの

三 法人又は団体であつて、イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合（以下「外国人等直接保有議決権割合」という。）とこれらの者によりロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合（次条第二項第九号ハにおいて「外国人等間接保有議決権割合」という。）とを合計した割合が五分之一以上であるもの（前号に該当する場合を除く。）

イ 第一項第一号から第三号までに掲げる者

ロ 外国人等直接保有議決権割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

四 法人又は団体であつて、その役員が前項各号のいずれかに該当する者であるもの

5 前項に規定する受信障害対策中継放送とは、相当範囲にわたる受信の障害が発生している地上基幹放送（放送法第二条第十五号に規定する地上基幹放送をいう。以下同じ。）及び当該地上基幹放送の電波に重畳して行う多重放送（同条第十九号に規定する多重放送をいう。）

以下同じ。)を受信し、その全ての放送番組に変更を加えないで当該受信の障害が発生している区域において受信されることを目的として同時にその再放送をする基幹放送のうち、当該障害に係る地上基幹放送又は当該地上基幹放送の電波に重畳して行う多重放送をする無線局の免許を受けた者が行うもの以外のものをいう。

6 (略)

(免許の申請)

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項(前条第二項各号に掲げる無線局の免許を受けようとする者にあつては、第十号に掲げる事項を除く。)を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 開設を必要とする理由

三 (略)

四 無線設備の設置場所(移動する無線局のうち、次のイ又はロに掲げるものについては、それぞれイ又はロに定める事項。第十八条第一項を除き、以下同じ。)

イ 人工衛星の無線局(以下「人工衛星局」という。)その人工衛星の軌道又は位置

ロ 人工衛星局、船舶の無線局(人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第三項において同じ。)、船舶地球局(船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの(実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。))をいう。以下同じ。)、航空機の無線局(人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第五項において同じ。)及び航空機地球局(航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの(実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。))をいう。以下同じ。)以外の無線局移動範囲

五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

六 希望する運用許容時間(運用することができる時間をいう。以下同じ。)

七 無線設備(第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第三号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第二十七条の十四第二項第十号、第三十八条の二第一項、第七十条の五の二第一項、第七十一条の五、第七十三条第一項ただし書、第三項及び第六項並びに第二百二条の十八第一項において同じ。)の工事設計及び工事落成の予定期日

八 運用開始の予定期日

九 他の無線局の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十六第一項の登録人(以下「免許人等」という。)との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

十 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項

イ 代表者の氏名又は名称及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合

ロ 外国人等直接保有議決権割合

2 基幹放送局(基幹放送をする無線局をいい、当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。以下同じ。)の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項(を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。)

一 目的

二 前項第二号から第九号まで(基幹放送のみをする無線局の免許を受けようとする者にあつては、第三号を除く。)に掲げる事項

三 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法

四 事業計画及び事業収支見積

五 放送区域

六 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備(電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。)の概要

- 七 自己の地上基幹放送の業務に用いる無線局（以下「特定地上基幹放送局」という。）の免許を受けようとする者にあつては、放送事項
- 八 地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、当該認定を受けようとする者の氏名又は名称
- 九 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項
- イ 特定役員の氏名又は名称（前条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、代表者の氏名又は名称及び同条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合）
 - ロ 外国人等直接保有議決権割合
 - ハ 地上基幹放送（前条第五項に規定する受信障害対策中継放送及びコミュニティ放送を除く。）の業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合
- 3～7 （略）
- 8 次に掲げる無線局（総務省令で定めるものを除く。）であつて総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。
- 一～三 （略）
- 四 基幹放送局
- 9 前項の期間は、一月を下らない範囲内で周波数ごとに定める期間とし、同項の規定による期間の公示は、免許を受ける無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲その他免許の申請に資する事項を併せ行うものとする。

（申請の審査）

- 第七条 総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。
- 一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。
 - 二 周波数の割当てが可能であること。
 - 三 主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。
- 2 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。
- 一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第二百一十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
 - 二 総務大臣が定める基幹放送用周波数使用計画（基幹放送局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。）に基づき、周波数の割当てが可能であること。
 - 三 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
 - 四 特定地上基幹放送局にあつては、次のいずれにも適合すること。
 - イ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法百一十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
 - ロ 免許を受けようとする者が放送法第九十三条第一項第五号に掲げる要件に該当すること。
 - ハ その免許を与えることが放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。
 - 五 地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局にあつては、当該認定を受けようとする者が同項各号（第四号を除く。）に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - 六 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局にあつては、次のいずれにも適合すること。
 - イ 基幹放送以外の無線通信の送信について、周波数の割当てが可能であること。
 - ロ 基幹放送以外の無線通信の送信について、前項第四号の総務省令で定める無線局（基

幹放送局を除く。)の開設の根本的基準に合致すること。

ハ 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。

七 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。

3 基幹放送用周波数使用計画は、放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画に定める同条第二項第三号の放送系の数の目標（次項において「放送系の数の目標」という。）の達成に資することとなるように、基幹放送用割当可能周波数の範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるものとする。

4 総務大臣は、放送系の数の目標、基幹放送用割当可能周波数及び前項に規定する混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項の変更により必要があると認めるときは、基幹放送用周波数使用計画を変更することができる。

5 総務大臣は、基幹放送用周波数使用計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

6 総務大臣は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる。

（予備免許）

第八条 総務大臣は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

一 工事落成の期限

二 電波の型式及び周波数

三 呼出符号（標識符号を含む。）、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号（以下「識別信号」という。）

四 空中線電力

五 運用許容時間

2 （略）

（落成後の検査）

第十条 第八条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明及び第五十条第一項に規定する遭難通信責任者の要件に係るものを含む。第十二条及び第七十三条第三項において同じ。）及び員数並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて前項の届出をした場合においては、その一部を省略することができる。

（免許の拒否）

第十一条 第八条第一項第一号の期限（同条第二項の規定による期限の延長があつたときは、その期限）経過後二週間以内に前条の規定による届出がないときは、総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない。

（免許の付与）

第十二条 総務大臣は、第十項の規定による検査を行つた結果、その無線設備が第六条第一項第七号又は同条第二項第二号の工事設計（第九条第一項の規定による変更があつたときは、変更があつたもの）に合致し、かつ、その無線従事者の資格及び員数が第三十九条又は第三十九条の十三、第四十条及び第五十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を与えなければならない。

(免許の有効期間)

第十三条 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

2 (略)

(免許状)

第十四条 総務大臣は、免許を与えたときは、免許状を交付する。

2 免許状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 免許の年月日及び免許の番号

二 免許人(無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所

三 無線局の種別

四 無線局の目的(主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その主従の区別を含む。)

五 通信の相手方及び通信事項

六 無線設備の設置場所

七 免許の有効期間

八 識別信号

九 電波の型式及び周波数

十 空中線電力

十一 運用許容時間

3 基幹放送局の免許状には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前項各号(基幹放送のみをする無線局の免許状にあつては、第五号を除く。)に掲げる事項

二 放送区域

三 特定地上基幹放送局の免許状にあつては、放送事項、認定基幹放送事業者(放送法第二条第二十一号の認定基幹放送事業者をいう。以下同じ。)の地上基幹放送の業務の用に供する無線局にあつてはその無線局に係る認定基幹放送事業者の氏名又は名称

(簡易な免許手続)

第十五条 第十三条第一項ただし書の再免許及び適合表示無線設備のみを使用する無線局その他総務省令で定める無線局の免許については、第六条(第八項及び第九項を除く。)及び第八条から第十二条までの規定にかかわらず、総務省令で定める簡易な手続によることができる。

(運用開始及び休止の届出)

第十六条 免許人は、免許を受けたときは、遅滞なくその無線局の運用開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、この限りでない。

2 (略)

(検査等事業者の登録)

第二十四条の二 無線設備等の検査又は点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

2～6 (略)

(周波数割当計画)

第二十六条 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表(以下「周波数割当計画」という。)を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 周波数割当計画には、割り当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てることが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 無線局の行う無線通信の態様

- 二 無線局の目的
- 三 周波数の使用の期限その他の周波数の使用に関する条件
- 四 第二十七条の十四第六項の規定により指定された周波数であるときは、その旨
- 五 放送をする無線局に係る周波数にあつては、次に掲げる周波数の区分の別
 - イ 放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数
 - ロ イに掲げる周波数以外のもの

(電波の質)

第二十八条 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

(受信設備の条件)

第二十九条 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであつてはならない。

(安全施設)

第三十条 無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。

(周波数測定装置の備えつけ)

第三十一条 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の二分の一以下である周波数測定装置を備えつけなければならない。

(その他の技術基準)

第三十八条 無線設備(放送の受信のみを目的とするものを除く。)は、この章に定めるものの外、総務省令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

(無線設備の操作)

第三十九条 第四十条の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者(義務船舶局等の無線設備であつて総務省令で定めるものの操作については、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下この条において同じ。)以外の者は、無線局(アマチュア無線局を除く。以下この条において同じ。)の無線設備の操作の監督を行う者(以下「主任無線従事者」という。)として選任された者であつて第四項の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作(簡易な操作であつて総務省令で定めるものを除く。)を行つてはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

2～7 (略)

(無線局の免許の取消し等)

第七十五条 総務大臣は、免許人が第五条第一項、第二項若しくは第四項の規定により免許を受けることができない者となつたとき、又は地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者の認定がその効力を失つたときは、当該免許を受けることができない者となつた免許人の免許又は当該地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許を取り消さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、免許人が第五条第一項(第四号に係る部分に限る。次項において同じ。)又は第四項(第二号又は第三号に係る部分に限る。次項において同じ。)の規定により免許を受けることができない者となつた場合において、次に掲げる事項を勘案して必要があると認めるときは、当該免許人の免許の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めて当該免許を取り消さないことができる。

- 一 第五条第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に該当することとなつた状況
- 二 前項の規定により当該免許を取り消すこと又はこの項の規定により当該免許を取り消さないことが、次のイ又はロに掲げる無線局の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

に及ぼす影響

イ 基幹放送局 当該免許に係る基幹放送の受信者の利益

ロ 基幹放送局以外の無線局 公共の利益

三 その他総務省令で定める事項

- 3 総務大臣は、免許人が第五条第一項又は第四項の規定により免許を受けることができない者となつたと認めるときは、前項の規定により当該免許人の免許を取り消さないこととするか否かの決定をしなければならない。
- 4 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る免許人の意見を聴かなければならない。
- 5 総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る免許人に対し、理由を付してその旨（当該決定が第二項の規定により当該免許人の免許を取り消さないこととするものであるときは、その旨及び同項の規定により定めた期間）を通知しなければならない。

第七十六条 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

2・3 (略)

- 4 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
 - 一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六月以上休止したとき。
 - 二 不正な手段により無線局の免許若しくは第十七条の許可を受け、又は第十九条の規定による指定の変更を行わせたとき。
 - 三 第一項の規定による命令又は制限に従わないとき。
 - 四 免許人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。
 - 五 特定地上基幹放送局の免許人が第七条第二項第四号ロに適合しなくなつたとき。
- 5 総務大臣は、包括免許人が次の各号のいずれかに該当するときは、その包括免許を取り消すことができる。
 - 一 第二十七条の五第一項第四号の期限（第二十七条の六第一項の規定による期限の延長があつたときは、その期限）までに特定無線局の運用を全く開始しないとき。
 - 二 正当な理由がないのに、その包括免許に係るすべての特定無線局の運用を引き続き六月以上休止したとき。
 - 三 不正な手段により包括免許若しくは第二十七条の八第一項の許可を受け、又は第二十七条の九の規定による指定の変更を行わせたとき。
 - 四 第一項の規定による命令若しくは制限又は第二項の規定による禁止に従わないとき。
 - 五 (略)

6・7 (略)

- 8 総務大臣は、第四項（第四号を除く。）及び第五項（第五号を除く。）の規定により免許の取消しをしたとき、並びに第六項（第三号を除く。）の規定により登録の取消しをしたときは、当該免許人等であつた者が受けている他の無線局の免許等又は開設計画若しくは無線設備等保守規程の認定を取り消すことができる。

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一～三 (略)

- 四 第四条の規定による免許（地上基幹放送をする無線局の再免許であるものに限る。）、第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、同条第四項若しくは第十七条第一項の規定による無線局の目的、放送事項若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可、第二十七条の五第一項の規定による包括免許、第二十七条の八第一項の規定による特定無線局の目的の変更の許可、第二十七条の十四第一項の規定による開設計画の認定、第三十九条の二第一項の規定による指定講習機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、第七十条の五の二第一項の規定による無線設備等保守規程の認定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定

の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、第七十一条の三第一項の規定による指定周波数変更対策機関の指定、第一百零二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定、第一百零二条の十七第一項の規定によるセンターの指定又は第一百零二条の十八第一項の規定による指定較正機関の指定

五 (略)

2 (略)

(手数料の徴収)

第一百零三条 次の各号に掲げる者は、政令の定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定講習機関が行う講習を受ける者にあつては当該指定講習機関、指定試験機関がその実施に関する事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつては当該指定試験機関、機構が行う較正を受ける者にあつては機構）に納めなければならない。

一 第六条の規定による免許を申請する者

二～二十四 (略)

- 2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態（以下この項において「地震等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において専ら人命の救助、災害の救援、交通通信の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信又は第一百零二条の二第一項各号に掲げる無線通信（当該必要な通信に該当するものを除く。）を行う無線局のうち、当該地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するために必要な通信を行う無線局として総務大臣が認めるものであつて、臨時に開設するものについては、前項第一号、第二号、第六号、第八号又は第九号に掲げる者は、同項の規定にかかわらず、手数料を納めることを要しない。
- 3 第一項の規定により指定講習機関、指定試験機関又は機構に納められた手数料は、当該指定講習機関、当該指定試験機関又は機構の収入とする。

(予備免許等の条件等)

第一百零四条の二 予備免許、免許、許可又は第二十七条の二十一第一項の登録には、条件又は期限を付することができる。

- 2 前項の条件又は期限は、公共の利益を増進し、又は予備免許、免許、許可若しくは第二十七条の二十一第一項の登録に係る事項の確実な実施を図るため必要最少限度のものに限り、かつ、当該処分を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

○電波法関係手数料令（昭和33年政令第307号）

（無線局の免許申請手数料）

第二条 法第六条の規定による免許の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額とする

	無線局の種別	基本送信機の規模（空中線電力による。）	新たな免許の申請手数料（単位円）	再免許の申請手数料（単位円）
（略）				
四	基幹放送局（テレビジョン基幹放送局及び多重放送をする無線局を除く。）	〇・一ワット以下のもの	九、七〇〇	五、二〇〇
		〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	三九、一〇〇	
		三ワットを超え一〇ワット以下のもの	五四、三〇〇	
		一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	九六、四〇〇	
		一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	一二二、七〇〇	
		一キロワットを超えるもの	一五四、二〇〇	
五	テレビジョン基幹放送局	〇・一ワット以下のもの	一一、三〇〇	六、〇〇〇
		〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	四六、二〇〇	
		三ワットを超え一〇ワット以下のもの	七六、八〇〇	
		一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	一三〇、八〇〇	
		一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	一五二、四〇〇	
		一キロワットを超えるもの	一六七、八〇〇	
六	多重放送をする無線局		九、三〇〇	三、五五〇
（略）				

- 2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して免許の申請をする場合における前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
表四の項	九、七〇〇	七、五〇〇
	五、二〇〇	三、七〇〇
	三九、一〇〇	二八、四〇〇
	五四、三〇〇	三九、〇〇〇
	九六、四〇〇	六八、九〇〇
	一二二、七〇〇	九五、〇〇〇
	一五四、二〇〇	一一七、二〇〇
表五の項	一一、三〇〇	八、六〇〇
	六、〇〇〇	四、三〇〇
	四六、二〇〇	三三、六〇〇
	七六、八〇〇	五五、七〇〇
	一三〇、八〇〇	九四、二〇〇
	一五二、四〇〇	一〇八、九〇〇
	一六七、八〇〇	一一九、六〇〇
表六の項	九、三〇〇	六、二〇〇
	三、五五〇	二、三五〇
(略)		

3・4 (略)

○電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）

（間接に占められる議決権の割合）

- 第六条の三の二 法第五条第四項第三号に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号イに掲げる者（以下この条において「外国法人等」という。）について、地上基幹放送を行う基幹放送局の免許人（免許を受けようとする者を含む。以下この条において「地上基幹放送局免許人等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ロに掲げる者（当該放送免許人等をその子会社とする認定放送持株会社（放送法第二条第二十七号に規定する認定放送持株会社をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。）が直接占める地上基幹放送局免許人等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める地上基幹放送局免許人等の議決権の割合とする。
- 2 前項の場合において、一の外資系日本法人につき外国法人等が二以上ある場合であつて、そのうち一の外国法人等が占める当該外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、他の外国法人等について当該一の外資系日本法人に係る計算をすることを要しない。
 - 3 一の外国法人等が地上基幹放送局免許人等の議決権を有する二以上の法人（当該地上基幹放送局免許人等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。）又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合（当該法人又は団体が占める地上基幹放送局免許人等の議決権の割合が千分の一以上であるものに限る。）を用いて前二項の規定により計算し、これらを合算した割合が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該合算した割合を間接に占められる議決権の割合とする。
 - 4 地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体をその子会社等（議決権の二分の一を超える割合を一の法人又は団体に占められる法人又は団体をいう。以下この項において同じ。）とする一の外国法人等がある場合（当該一の外国法人等の子会社等が、地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体でない場合であつて、当該子会社等が子会社等である他の法人又は団体を通じて当該地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有するときを含む。）は、当該地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体を当該一の外国法人等とみなして前三項の規定を適用する。
 - 5 放送法第百十六条第一項に規定する基幹放送事業者（同法第二条第二十三号の基幹放送事業者をいう。以下同じ。）（特定地上基幹放送事業者に限る。）である地上基幹放送局免許人等が、同法第百十六条第一項若しくは第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同条第四項に規定する株式会社である特定地上基幹放送事業者が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体（地上基幹放送局免許人等の議決権の十分の一以上を占める者（当該地上基幹放送局免許人等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。）に限る。次項において同じ。）に対し、書面又は電子情報処理組織（地上基幹放送局免許人等の使用に係る電子計算機と照会を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの地上基幹放送局免許人等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。
 - 6 放送法第百二十五条第一項第三号に規定する地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者（同法第二条第二十四号の基幹放送局提供事業者をいう。以下同じ。）である地上基幹放送局免許人等が、同法第百二十五条第一項若しくは第二項におい

て準用する同法第百十六條第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同法第百二十五條第二項において準用する同法第百十六條第四項に規定する株式会社である地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体に対し、書面又は電子情報処理組織の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの地上基幹放送局免許人等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

- 7 地上基幹放送局免許人等は、第三項及び第四項の規定に基づく計算をするべき事実があることを知ったときは、速やかにその旨を総務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定に基づく計算は当該報告をした日にされたものとする。

第六條の三の三 法第五條第四項第三号ロの総務省令で定める割合は、前條のとおりとする。

(公示する期間内に申請することを要しない無線局)

第六條の四 法第六條第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 日本放送協会又は放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下単に「放送大学学園」という。）の基幹放送局（基幹放送を行う実用化試験局を含む。第七條、第八條及び第四十一條の二の六を除き、以下同じ。）であつて、他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの以外のもの
- 二 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局（前号に掲げるものを除く。）
- 三 内外放送を行う基幹放送局
- 四 多重放送を行う基幹放送局（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 放送法第八條の規定による臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）を専ら行う基幹放送局
- 六 コミュニティ放送（放送法第九十三條第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。以下同じ。）を行う基幹放送局
- 七 同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局（第三号及び前三号に掲げるもの並びに総務大臣が別に告示するもの（再免許の申請に係るものを除く。）を除く。）
- 八～十 （略）

(免許等の有効期間)

第七條 法第十三條第一項の総務省令で定める免許の有効期間は、次の各号に掲げる無線局の種別に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一～六 （略）
- 七 その他の無線局 五年

第八條 前三條の規定は、同一の種別（地上基幹放送局については、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送局を含む。以下この項において同じ。）とそれ以外の放送を行う地上基幹放送局の区分別とする。）に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期（コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、（中略）にあつては、別に告示で定める日、陸上移動業務の無線局（中略）、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、毎年一の別に告示で定める日（以下この項において「一定日」という。））に免許等（法第二十五條第一項の免許等をいう。以下同じ。）をした無線局に適用があるものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の免許等の有効期間は、前三條の規定にかかわらず、当該一定の時期（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、免許等をする時期の直前の一定日）に免許等を受

けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。

2 (略)

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

一～五 (略)

六 次に掲げる無線局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

(1)～(4) (略)

(5) 無線標定陸上局その他の総務大臣が別に告示する無線局

七・八 (略)

○無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号）

（免許の単位）

第二条 無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局については人工衛星、船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）、航空機局、無線航行移動局、人工衛星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては送信装置とする。）ごとに行わなければならない。

- 一（１） 特定地上基幹放送局
- （２） 特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局
- （３） 特定地上基幹放送試験局
- （４） 特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局

一の二～十（略）

2～4（略）

5 基幹放送局（基幹放送（法第五条第四項の基幹放送をいう。以下同じ。）を行う実用化試験局を含む。以下同じ。）の免許の申請は、第一項及び第二項の規定によるほか、次の各号に定める区分ごとに、かつ、希望する周波数のごと（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送、内外放送、短波放送又は総務大臣が別に告示する基幹放送局が行う放送の場合を除く。）に行わなければならない。

一 国内放送等の基幹放送の区分

- （１） 国内放送
- （２） 国際放送
- （３） 中継国際放送
- （４） 内外放送

二 地上基幹放送等の基幹放送の区分

- （１） 地上基幹放送
- （２） 衛星基幹放送
- （３） 移動受信用地上基幹放送

三 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）によるものに限る。以下同じ。）又はそれ以外の放送の区分

四 基幹放送の種類による区分

- （１） 中波放送
- （２） 短波放送
- （３） 超短波放送
- （４） 標準テレビジョン放送
- （５） 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。）
- （６） 高精細度テレビジョン放送
- （７） 超高精細度テレビジョン放送
- （８） データ放送
- （９） マルチメディア放送
- （１０） 超短波音声多重放送
- （１１） 超短波文字多重放送
- （１２） 超短波データ多重放送
- （１３） その他の放送

五 有料放送を含む基幹放送又はそれ以外の基幹放送の区分

六 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）、コミュニティ放送（放送法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。以下同じ。）、外国語放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第五号（注）十の外国語放送をいう。）、受信障害対策中継放送又はそれ以外の基幹放送の区分

6 同一人に属する二以上の無線局相互間において、左の各号の一に該当する装置を共通に

使用しようとする場合は、共通に使用しようとするすべての装置をそれぞれの無線局の無線設備の工事設計に含めて申請することができる。

一 固定局、地上基幹放送局、航空局、基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、人工衛星局、構内無線局及び特別業務の局のうち二以上の無線局相互間において使用される同一規格の予備の無線設備（空中線系については、同一型式とする。）の装置

二～五 （略）

7～9 （略）

（申請書）

第三条 法第六条の規定により無線局の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項（第三号及び第四号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 無線局の免許を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 免許を受けようとする無線局の種別及び局数

三 希望する識別信号（アマチュア局を除く。）

四 希望する免許の有効期間

2 前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。

（添附書類等）

第四条 法第六条の規定により前条の申請書に添附する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、無線局事項書には無線設備の工事設計に係る事項以外の事項を、工事設計書には無線設備の工事設計に係る事項をそれぞれ記載するものとする。

2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	無線局事項書及び工事設計書の様式	
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
一 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）	別表第二号第1	別表第二号の二第1
二～十三 （略）	（略）	（略）

（基幹放送局の事業計画）

第六条 申請者は、法第六条第二項の規定により提出する書類に記載する事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営形態

二 資本又は出資の額

三 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法

四 主たる出資者及びその議決権の数

五 申請者が特定地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局の免許を申請しようとするときは、申請者の議決権を有する者に関する事項（十分の一を超える議決権を有する者に関する事項）

六 申請者が特定地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局の免許を申請しようとするときは、申請者自らが議決権を有する他の基幹放送事業者（放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会（以下「協会」という。）及び放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。以下同じ。）であつて、次に掲げるものに関する事項

イ 十分の一を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者（放送法施行規則第二条第一号に規定する地上基幹放送事業者をいう。以下同じ。）

ロ 三分の一を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者（放送法施行規則第二条第二号に規定する衛星基幹放送事業者をいう。以下同じ。）又は他の移動受信用地上基幹放送事業者（同条第二号の二に規定する移動受信用地上基幹放送事業者をいう。以下同じ。）

七 役員に関する事項

八 基幹放送の業務を行う事業又は放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給業務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要並びに将来の事業予定並びに経営方針として次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項

区分	記載事項
イ 特定地上基幹放送局及び特定地上基幹放送試験局（以下「特定地上基幹放送局等」という。）の場合	(1) 放送番組の編集の基準 (2) 放送番組の編集に関する基本計画 (3) 週間放送番組の編集に関する事項 (4) 放送番組の審議機関に関する事項 (5) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 (6) 放送法第百八条の規定による放送（以下「災害放送」という。）に関する事項
ロ 地上基幹放送試験局及び衛星基幹放送試験局の場合	試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
ハ 基幹放送を行う実用化試験局の場合	試験の方法及び具体的計画

2 前項の場合において、申請者が協会であるときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項（中継国際放送を行う基幹放送局の場合は第七号に掲げる事項に限る。）を記載するものとする。

一 放送番組の編集の基準

二 放送番組の編集に関する基本計画

三 週間放送番組の編集に関する事項

四 放送番組の審議機関に関する事項

五 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項

六 災害放送に関する事項

七 中継国際放送の実施に関する計画（中継国際放送を行う基幹放送局の場合に限る。）

八 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画（地上基幹放送試験局及び衛星基幹放送試験局の場合に限る。）

九 試験の方法及び具体的計画（基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。）

3 略

4 第一項の場合において、申請者が受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の免許を申請しようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項を記載するものとする。

5～7 (略)

(放送区域)

第七条 法第六条第二項の規定により提出する書類に記載する放送区域は、地図（これによることが不相当である場合は、総務大臣が別に指定する方法）により表示するものとする。

2・3 (略)。

(添付書類の写しの提出部数等)

第八条 次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出

を要しないこととしたときは、この限りでない。

区分	書類
一 基幹放送局、地一般放送局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線測位局、特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）、航空機地球局、地球局、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局（以下「人工衛星等のアマチュア局」という。）に限る。）及び気象援助局	無線局事項書及び工事設計書の写し二通
二 （略）	（略）

2 総務大臣又は総合通信局長は、免許の申請につき法第八条第一項の規定により予備免許を与えたときは、前項の規定による写しのうち一通について提出書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、免許の申請が、電子申請等（施行規則第三十八条第六項の電子申請等をいう。以下同じ。）である場合は、当該申請につき予備免許を与えたときは、前項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

（免許申請手数料の簡易な納付手続）

第八条の二 同一人に属する二以上の無線局（第二条第一項各号に掲げる無線局の種別を同じくするものに限る。）であつて、その無線設備の設置場所（船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局については当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、地球の大気圏の主要部分の外にある物体（その主要部分の外に出ることを目的とし、又はその主要部分の外から入つたものを含む。以下「宇宙物体」という。）に開設する無線局については申請者の住所、その他の移動する無線局については当該無線局の無線設備の常置場所とする。）がいずれも同一の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域内にあるものについて免許の申請を同時に行う場合において、その申請書が二以上となるときは、手数料令第二条の規定による手数料は、当該申請書のうち任意の申請書に各無線局に係る同条の手数料の額を合算した額に相当する収入印紙をはつて納めることができる。

（不適法な申請書等）

第九条 無線局の免許の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは、相当な期間を定めて、申請者に補正を求めるものとする。

2 前項の規定は、無線局の免許に係るその他の申請の場合に準用する。

（予備免許の付与の通知）

第十条 法第八条第一項の規定により無線局の予備免許を与えたときは、申請者に対しその旨を文書をもつて通知する。

（予備免許の付与の際に指定する周波数等の表示）

第十条の二 （略）

2 超短波データ多重放送を行う基幹放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、データチャンネルを併せて指定する。

3・4 （略）

（空中線電力の指定）

第十条の三 法第八条第一項第四号の空中線電力の指定は、次の表の上欄に掲げる区分に

従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり行うものとする。

区分	空中線電力
一 基幹放送局（二の項から四の項までに掲げるものを除く。）、無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。）及び無線標識局	当該無線局が送信に際して使用しなければならない単一の値の空中線電力（超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局については、実効輻射電力を、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する。）
二 超短波放送、テレビジョン放送及びマルチメディア放送を行う基幹放送局（三の項及び四の項に掲げるものを除く。）	当該無線局が送信に際して使用しなければならない単一の値の空中線電力（実効輻射電力を併せて指定する。また、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する。）
三 超短波放送を行う基幹放送局（四の項に掲げるものを除く。）であつて、補完放送を行うもの	当該無線局が送信に際して使用しなければならない単一の値の空中線電力及び超短波放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十六号。以下「超短波放送の標準方式」という。）第七条において準用する超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十九号。以下「超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式」という。）第三条から第八条までに規定する送信の方式により補完放送を行うに際して使用しなければならない各単一の値の空中線電力（それぞれ実効輻射電力を併せて指定する。また、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する。）
四 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局並びに基幹放送を行う実用化試験局であつて人工衛星に開設するもの	(略)
五 地上一般放送局及び特定実験試験局	(略)
六 その他の無線局	(略)

（工事の落成届）

第十三条 法第十条の規定による工事の落成の届出は、次に掲げる事項（第六号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

- 一 無線局の予備免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 無線局の種別及び局数
- 三 識別信号
- 四 予備免許の年月日及び予備免許通知書の番号
- 五 工事落成の年月日

- 六 検査を希望する日（法第十条第二項に基づき検査の一部を省略する場合を除く。）
- 2 前項の届出書の様式は、別表第三号の二のとおりとする。
 - 3 法第十条第二項で定める書類は、第一項の届出書に添えて提出しなければならない。

（拒否の通知）

第十四条 申請を審査した結果により又は工事の落成の届出がないことにより若しくは落成後の検査を行つた結果により免許を拒否したときは、申請者に対しその旨を理由を記載した文書をもつて通知する。

- 2 前項の規定は、無線局の免許に係るその他の申請の場合に準用する。

（記載事項の省略）

第十五条 次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第六条の規定する記載事項のうち、次の区分に従い、それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。

一 基幹放送局

- （1） 協会及び学園の基幹放送局 無線設備の工事費の支弁方法、無線局の運用費及びその支弁方法並びに事業収支見積り
- （2） 移動受信用地上基幹放送をする特定基地局無線設備の工事費の支弁方法、無線局の運用費及びその支弁方法並びに事業収支見積り及び事業計画
- （3） （1）及び（2）以外の基幹放送局 無線設備の工事費の支弁方法並びに無線局の運用費及びその支弁方法

二～九 （略）

- 2 法第六条第一項第九号に規定する契約の内容は、既に免許を受けた無線局に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る無線局の免許の申請をしようとする場合（当該既に免許を受けた無線局の免許人が申請をしようとする場合に限る。）には、その旨及び当該既に免許を受けた無線局の免許の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。
- 3 法第六条第二項に規定する事業計画、事業収支見積り（協会及び学園の基幹放送局に係るものを除く。以下この項において同じ。）、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等保有議決権割合は、同一人が開設する基幹放送局であつて、その無線設備の設置場所（人工衛星に開設するものにあつては、申請者の住所とする。）が同一の総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、事業計画、事業収支見積り、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、特定役員の氏名若しくは名称、外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の内容の全部又は一部が同一である場合においては、一の基幹放送局についてのみ全部を記載し、他の基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一の部分について、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。
- 4 法第六条第二項に規定する放送区域又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要は、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合においては、その基幹放送局が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

（申請手続の簡略）

第十五条の二の二 同一人に属する二以上の無線局（アマチュア局を除く。）であつて、その無線設備の設置場所（船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局にあつては当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、宇宙物体に開設する無線局にあつては申請者の住所、その他の移動する無線局にあつては当該無線局の無線設備の常置場所とする。）がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあるものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、第二条第一項各号に掲げる無線局の種別ごと（基幹放送局の場合にあつてはデジタル放送又はそれ以外の基幹放送の区分ごと及び基幹放送の種類ごと（デジタル放送を行う場合を除く。）、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局にあつては当該無線局の行う業務ごと、船舶局の場合にあつては第四条第

二項の表六の項及び十二の項に掲げるものごと)に、同時に申請しようとする無線局の種類及び局数を明示した一の申請書並びに各無線局に係る無線局事項書(簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局又は実験試験局にあつては、法第六条第一項第一号から第六号までに掲げる事項及び無線設備の常置場所を同じくする無線局ごとに一の無線局事項書)及び各無線局に係る工事設計書を提出することによつて行うことができる。

2～4 (略)

(工事設計書の記載の簡略)

第十五条の三 免許の申請書に添付する工事設計書は、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備の工事設計の内容と工事設計の内容が同一である無線設備を使用する無線局の免許の申請をしようとする場合(航空機局に係る申請の場合にあつては、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備を使用するときに限る。)は、その旨を記載して工事設計の内容が同一である部分(船舶局の場合にあつては、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備を使用するときを除き、添付図面に係る部分に限る。)の記載を省略することができる。ただし、記載を省略しようとする無線局の無線設備の設置場所(船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局にあつては当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、宇宙物体に開設する無線局にあつては申請者の住所、V S A T地球局にあつてはV S A T制御地球局の無線設備の設置場所、その他の移動する無線局にあつては当該無線局の無線設備の常置場所とする。以下この項において同じ。)を管轄する総合通信局と既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局が異なる場合においては、記載を省略する旨、当該無線局の免許の番号等を工事設計書に記載することによつて、工事設計の内容が同一である部分の記載を省略することができる。

2～4 (略)

(適合表示無線設備使用無線局の免許手続の簡略)

第十五条の四 総務大臣又は総合通信局長は、法第七条の規定により適合表示無線設備のみを使用する無線局の免許の申請を審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、電波の型式及び周波数、呼出符号(標識符号を含む。以下同じ。)又は呼出名称、空中線電力並びに運用許容時間を指定して、無線局の免許を与える。

2 (略)

3 法第八条に規定する予備免許、法第九条に規定する工事設計の変更、法第十条に規定する落成後の検査及び法第十一条に規定する免許の拒否の各手続は、第一項の免許については、適用しない。

(再免許の申請)

第十六条 再免許を申請しようとするときは、第三条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる事項のほか識別信号、免許の番号及び免許の年月日を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。

(添付書類等)

第十六条の二 前条の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 免許の番号

二 継続開設を必要とする理由

三 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

四 希望する運用許容時間(第十五条第一項の規定により申請書にその記載の省略を受けた無線局を除く。)

- 五 将来の業務計画等（電気通信業務用無線局（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務並びに同法第百六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局（エリア放送（放送法施行規則第百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。）を行う地上一般放送局を除く。）をいう。以下同じ。）及び陸上移動中継局（専用陸上移動中継局（基地局及び陸上移動局の免許人が専ら自ら使用するために開設する陸上移動中継局をいう。以下同じ。）を除く。）に限る。）
- 六 免許の期間における業務の概要（基幹放送局、気象援助局、標準周波数局、多重無線設備の固定局、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、携帯移動地球局、無線呼出局、船舶局、航空機局、無線標識局及び施行規則第三十八条の二の規定により業務日誌の備付けを省略することができる無線局を除く。ただし、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつてはこの限りでない。）
- 七 申請の際における無線設備の工事設計の内容
- 八 人工衛星の使用可能期間（人工衛星に開設する無線局に限る。）
- 九 無線局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲（人工衛星に開設する無線局に限る。）
- 2 前項の場合において、再免許の申請が基幹放送局に関するものであるときは、同項の書類に記載すべき事項は、同項第一号から第四号まで及び第七号から第九号までに掲げる事項並びに次に掲げる事項とする。
- 一 将来の事業計画（第六条に規定するところによる。ただし、同条第一項第一号を除く。）
- 二 将来の事業収支見積り（協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。）
- 三 放送事項（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）
- 四 放送区域
- 五 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績（免許の期間における事業の実績については、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合を除き、資産、負債及び収支の実績については、協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。）
- 六 一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により一の認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、当該認定を受けようとする一の者の氏名又は名称
- 七 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要
- 3 前項の場合において、同項第一号に規定する将来の事業計画、同項第四号に規定する放送区域又は同項第七号に規定する基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の全部又は一部が現に免許を受けている基幹放送局の事業計画、放送区域又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要と同一であるときは、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。
- 4 第四条第二項の規定は、前条の申請書に添付する書類について準用する。
- 5 第十五条第三項及び第四項の規定は、基幹放送局の再免許の場合に準用する。この場合において、第三項中「事業計画」とあるのは、「事業計画、第十六条の二第二項第五号に規定する事項」と読み替えるものとする。
- 6 第十五条の二の二第一項及び第二項並びに第十五条の三第一項、第三項及び第四項の規定は、再免許の場合に準用する。

（添付書類の提出の省略）

第十六条の三 地上一般放送局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、船舶局、遭難自動通報局、陸上移動局、航空機局、携帯局、船上通信局、移動局、無線標識局、無線航行移動局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、特定実験試験局、アマ

チュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の再免許を申請しようとする場合であつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、前条の規定にかかわらず、第十六条に規定する申請書にその旨を記載して当該申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

（工事設計書等の提出の省略等）

第十七条 無線局の再免許の申請をしようとする場合であつて、免許の有効期間中において再免許の申請の時までに当該無線局の無線設備の工事設計の内容に変更がなかつたとき又は当該無線局の無線設備の工事設計の内容に変更があつた場合において第四条第二項の表に掲げる区分に従い全部の事項について記載した工事設計書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）を当該変更の許可の申請若しくは届出に際し提出したときは、第十六条の二の規定により申請書に添付すべき工事設計書の提出（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、工事設計に係る部分の記載）を省略することができる。この場合においては、申請書に添付する無線局事項書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）にその旨を記載しなければならない。

（申請の期間）

第十八条 再免許の申請は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上一年を超えない期間、特定実験試験局にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上三箇月を超えない期間、その他の無線局にあつては免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が一年以内である無線局については、その有効期間満了前一箇月までに行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、再免許の申請が総務大臣が別に告示する無線局に関するものであつて、当該申請を電子申請等により行う場合にあつては、免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間に行うことができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、免許の有効期間満了前一箇月以内に免許を与えられた無線局については、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

（審査及び免許の附与）

第十九条 総務大臣又は総合通信局長は、法第七条の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の免許を与える。

- 一 電波の型式及び周波数
- 二 識別信号
- 三 空中線電力
- 四 運用許容時間

2 第八条第二項の規定は、前項の申請につき無線局の免許を与えた場合に準用する。

（省略する手続）

第二十条 法第八条に規定する予備免許、法第九条に規定する工事設計等の変更、法第十条に規定する落成後の検査及び法第十一条に規定する免許の拒否の各手続は、再免許については、適用しない。

○無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）

（緊急警報信号の使用）

第三百三十八条の二 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、次の表の上欄に掲げる場合において、災害の発生の予防又は被害の軽減に役立つようにするため必要があると認めるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急警報信号を前置して放送することができる。

区別	前置する緊急警報信号
一 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条第一項の規定により警戒宣言が発せられたことを放送する場合	第一種開始信号
二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十七条（大規模地震対策特別措置法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により求められた放送を行う場合	
三 気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）第十三条第一項の規定による津波警報又は同法第十三条の二第一項の規定による津波特別警報が発せられたことを放送する場合	第二種開始信号

- 2 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、前項に規定する緊急警報信号を前置して放送したときは、速やかに終了信号を送らなければならない。
- 3 緊急警報信号は、前二項に規定する場合のほかは使用してはならない。

（試験電波の発射）

第三百三十九条 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によつて聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後でなければその電波を発射してはならない。

- 2 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、前項の電波を発射したときは、その電波の発射の直後及びその発射中十分ごとを標準として、試験電波である旨及び「こちらは（外国語を使用する場合は、これに相当する語）」を前置した自局の呼出符号又は呼出名称（テレビジョン放送を行う地上基幹放送局及びエリア放送を行う地上一般放送局は、呼出符号又は呼出名称を表わす文字による視覚の手段をあわせて）を放送しなければならない。
- 3 地上基幹放送局及び地上一般放送局が試験又は調整のために送信する音響又は映像は、当該試験又は調整のために必要な範囲内のものでなければならない。
- 4 地上基幹放送局及び地上一般放送局において試験電波を発射するときは、第十四条第一項の規定にかかわらずレコード又は低周波発振器による音声出力によつてその電波を変調することができる。

○基幹放送局の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第21号)

(国内放送を行う基幹放送局)

第三条 国内放送(地上基幹放送に限る。以下同じ。)を行う基幹放送局は、次の各号(受信障害対策中継放送を行う基幹放送局にあつては、第一号及び第二号)の条件を満たすほか、当該基幹放送局が特定地上基幹放送局の場合にあつては、電波法第七条第二項第四号ハの規定により、特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の場合にあつては、当該地上基幹放送局を用いて地上基幹放送の業務を行おうとする者が、同項第五号の規定により、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることに適合しなければならない。

- 一 その局の免許を受けようとする者(以下「申請者」という。)が確実にその事業の計画を実施することができること。
- 二 申請者が設立中の法人であるときは、当該法人の設立が確実にであると認められるものであること。
- 三 削除
- 四 削除
- 五 その局が協会の基幹放送局であるときは、放送法第十五条に規定する目的を能率的かつ経済的に遂行するために必要なものであること。
- 六 (略)

- 2 再免許については、放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることに適合することは、過去の実績をもつても証明されなければならない。
- 3 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局は、第一項第一号及び第二号の条件を満たすほか、その基幹放送局が再放送をしようとする地上基幹放送について発生している受信の障害を能率的に解消するために必要なものでなければならない。

(基幹放送局の設置場所等)

第五条 基幹放送局の空中線装置は、航空の安全その他生命、財産の安全に支障を与えない場所に設置するものでなければならない。

第六条 中波放送を行う基幹放送局を開設しようとする者は、その送信空中線の設置場所がその放送をしようとする地域における受信可能な範囲を最大にし、かつ、人口密度の高い地帯における他の放送の受信との混信を避けるために適切な場所となるようにしなければならない。この場合において、開設しようとする基幹放送局のブランケット・エリア内の世帯数は、指針としてその基幹放送局の放送区域内の世帯数の〇・一パーセント以下でなければならない。

- 2 開設しようとする基幹放送局の放送区域の全部又は大部分が他の中波放送を行う基幹放送局の放送区域の全部又は大部分となる場合には、送信空中線の相互間の電磁的結合等により放送の受信に悪影響を及ぼさない限度において、その局の送信空中線の設置場所は、なるべく他の中波放送を行う基幹放送局の送信空中線の設置場所に近接した所であること。
- 3 第一項後段の規定に適合することが実情にそわないか又は公共の福祉に反することの証拠が提出されたときは、総務大臣は、当該条件の軽減について適当な考慮を払うものとする。この場合には、総務大臣は、免許人に対し当該放送の受信に対する妨害を除去し、又はその他の正当な苦情を処理するための措置を求めることができる。

第七条 超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局(人工衛星に開設するもの及び移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。)を開設しようとする者は、指針として次の各号の条件を満たすようにしなければならない。

- 一 開設しようとする基幹放送局の送信空中線の型式及び構成、設置場所(次号の規定により他の基幹放送局の送信空中線の設置場所に近接することとなる場合のものを除く。)並びに高さ並びに実効輻射電力は、その放送しようとする地域におけるその放送の受信

が有効に行われるため必要な電界強度を生ずるものであること。

二 開設しようとする基幹放送局の送信空中線の設置場所は、その局を開設することによりその局又はこれと放送の種類を同じくする他の基幹放送局の放送区域がそれぞれ当該他の基幹放送局又は当該開設しようとする基幹放送局の放送区域の全部又は大部分と共通となる場合には、当該他の基幹放送局の送信空中線の設置場所に近接したものであること。

2 前項の条件に適合することが実情にそわないか又は公共の福祉に反することの証拠が提出されたときは、総務大臣は、当該条件の軽減について適当な考慮を払うものとする。

(既設局等への妨害排除)

第八条 開設しようとする基幹放送局は、その局を開設することにより既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）若しくは法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備の運用又は電波の監視（総務大臣がその公示する場所において行なうものに限る。）に支障を与えないものでなければならない。

(基幹放送の普及)

第九条 開設しようとする基幹放送局は、第三条及び第六条から前条までに規定する条件を満たすほか、その局を開設することが放送の公正かつ能率的な普及に役立つものでなければならない。

(優先順位)

第十条 第三条から前条までの各条項（基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号）の各条項を含む。以下この条において同じ。）に適合する基幹放送局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、各条項に適合する度合いから見て最も公共の福祉に寄与するものが優先するものとする。

2 地上基幹放送に係る優先順位を決定するに当たっては、特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の免許を受けようとする者の当該免許の申請及び当該地上基幹放送局を用いて地上基幹放送の業務を行おうとする者の放送法第九十三条第一項の規定による認定の申請を特定地上基幹放送局の免許の申請に相当する一の申請とみなして、前項の規定を適用する。

○電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)

(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)

第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号(認定経営基盤強化計画(放送法(昭和25年法律第132号)第116条の4第4項に規定する認定経営基盤強化計画をいう。以下同じ。)を提出した国内基幹放送事業者(特定地上基幹放送局(当該特定地上基幹放送局を用いて行われる国内基幹放送に係る放送対象地域が同法第116条の2第1項の指定放送対象地域であるものに限る。)の免許人に限る。別添6において同じ。))が同法第116条の5第3項本文の規定の適用を受ける場合にあっては、第8号を除く。)に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局(地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)又は基幹放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に申請を行った者に限り、電気通信業務用無線局については根本基準第9条の規定に基づき優先する無線局を審査する際に、基幹放送をする無線局については放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際に、それぞれ再免許に係る電気通信業務又は基幹放送業務の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望するものにあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に行われたものに限り審査の対象とする。

(1) 工事設計書に記載された事項は、次のアからコまでに適合するものであること。

ア 通信方式及び通信路数は、次の条件に適合するものであること。

(ア) 通信方式は、単向通信方式、単信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。ただし、特に必要があると認められる場合は、複信方式とすることができる。

(イ) 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局の通信路数は、通信内容及び必要とする通信需要量からみて繁忙時における呼損率との関係上必要最小限のものであること。

イ 有効到達距離又は最大測定距離、測定確度及び最小測定距離は、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。

ウ 送信装置は、次の条件に適合するものであること。

(ア) 定格出力は、電波の型式別の空中線電力の表示方法との関連及び終段素子の使用条件、その出力規格、出力特性、空中線電力の換算比等からみて、送信機の出力端子における値として適正なものであること。

(イ) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲は、希望する電波の型式及び周波数の範囲を含むものであること。

(ウ) 発振方式、周波数の安定方式及び通倍方法は、次のとおりであること。

A 発振方式及び周波数の安定方式は、外部の温度、湿度の変化及び機内温度の上昇並びに電源圧力の変動等に対して送信周波数を許容値内に維持できるものであること。

B 通倍方法は、変調及び不要発射等(スプリアス発射又は不要発射をいう。以下同じ。)の抑圧の側面からみて妥当な段数であり、通倍段間の結合方法は、その方式及び不要発射等の出力特性からみて高低調波を十分抑圧できるものであること。

(エ) 変調の方式、各段の通倍数、変調系統、緩衝増幅器の挿入箇所及び周波数の混合方法は、電波の質、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。

(オ) (略)

(カ) 高周波濾波器は、基本波に対する挿入損失が少なく、かつ、不要発射等の強度を規定値以下に抑圧できるものであること。

- (キ) (略)
- (ク) その他の装置は、その機能及び方式が当該無線局の電波の型式、空中線電力及び使用する周波数帯からみて適正なものであること。
- (ケ) 予備の送信装置は、当該無線局の開設目的、事業又は業務の遂行上からみて適正なものであること。
- エ 受信装置は、受信可能な電波の型式及び周波数の範囲が、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。
- オ 電源設備は、次の条件に適合するものであること。
- (ア) 電源設備は、できる限り予備電源装置又は予備の購入電力線を有しているものであり、かつ、非常災害に対し安全な場所に設けられているものであること。
- (イ) 受電端又は発電機から送信装置までの電源系統は、機器の所要電力、負荷変動、分岐される系統の負荷の種類、自動電圧調整器の挿入箇所等からみて必要な電力を安定的に供給できるものであること。
- (ウ) 一般的に予想される電圧変動率の範囲内において、送信電波の周波数、占有周波数帯幅若しくは空中線電力又は不要発射等の変動が許容偏差又は許容値内に維持できるものであること。
- カ 空中線系は、次の条件に適合するものであること。
- (ア) 空中線の形状、指向特性、利得等は、希望する周波数、通信方式、回線経路、回線系統、プロフィール及びサービスエリア等からみて適正なものであること。
- (イ) 空中線の地上高は、空中線電力、必要なサービスエリア等との関連において、できる限り低いものであること。ただし、890MHz以上の電波を使用する特定の固定地点間の無線通信を行う無線局の空中線の地上高は、原則として当該電波伝搬路の状況を考慮して既設又は建築について計画中(施工中を含む。)の高層建築物等により電波の伝搬障害を生じるおそれがないと見込まれる適正な高さであること。
- (ウ) 空中線の回転速度及び水平面又は垂直面の主輻射の角度の幅は、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。
- (エ) 基幹放送局の送信空中線の指向特性は、送信機出力の電力分配、空中線の諸元等を総合的に検討し、放送しようとする地区において必要な電界強度又は電力束密度を生じさせるのに妥当なものであり、かつ、その地区における主要な区域に対しては、有効な受信が確保されるよう考慮されているものであること。
- (オ) 同一構内等至近距離に2以上の空中線が設置される場合は、十分その必要が認められるものであり、かつ、相互の混信妨害の度合いが十分小さいものであること。
- (カ) 給電線、導波管、濾波器、共用器、給電線切替器等は、挿入箇所が適正であって挿入損失が少ないものであること。
- (キ) 給電線は、送信空中線の特性インピーダンス、送信機の実出力インピーダンス、希望する周波数等からみて能率的であること。また、空中線系の整合は、できる限り完全であること。
- (ク) (略)
- (ケ) 空中線柱は、次のとおりであること。
- A 空中線柱の強度は、自重(支線による張力を含む。)、空中線、機器等の重量並びに風圧及び被氷等による加重に十分耐えることができるものであること。
- B 放物面鏡等の指向性のせん鋭な空中線を使用する場合の空中線柱は、振動によって通信の疎通に影響を与えない構造のものであること。
- キ (略)
- ク 附属装置の種類、型式、規格等は、当該無線局の使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。
- ケ 主調整装置が放送対象地域外に設置される基幹放送局の場合にあっては、当該装置に対する免許人の責務及び管理体制が明確であり、災害に関する放送を実施できる機能が十分確保されているものであること。
- コ 送信機、受信機、電源設備等の機器配置は、相互干渉、環境条件、保守の難易、危険防止等について十分考慮されているものであること。
- (2) 周波数の割当可能性は、次のアからエまでに適合するもの(特定基地局にあっては、法第27条の13第4項の規定に基づき指定された周波数の範囲内)であり、他の無線

局に混信を与えないもの)であること。この場合において、他の無線局の免許人等(法第6条第1項第9号に規定する免許人等をいう。以下同じ。)との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約が締結されている場合は当該契約の内容を法第27条の12第2項第5号に規定する終了促進措置が行われる場合は当該措置の実施状況を、それぞれ考慮すること。

- ア 周波数は、周波数割当計画(平成24年総務省告示第471号)に適合するものであり、他の無線局に混信を与えないものであること。
 - イ 周波数の数は、基幹放送局を除き、当該申請者の開設する他の無線局の使用周波数、構成しようとする通信系統、必要と認められる通信量、当該無線局の地理的条件等からみて、当該無線局の目的を達成するため必要最小限のものであること。
 - ウ 基幹放送局の周波数については、基幹放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)に基づき割当てが可能であること。
 - エ 地方委任局については、別表1の区分に基づき周波数の割当てが可能であること。ただし、総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)が地域周波数利用計画を策定した場合は、これによることができる。
- (3) 無線局事項書に記載された事項は、次のアからクまでに適合するものであること。
- ア 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項は、別表2の区分に適合するものであること。また、特定基地局にあっては、この規定にかかわらず、無線局の目的が電気通信業務用又は基幹放送用(基幹放送の種類がマルチメディア放送又は標準テレビジョン放送の無線局の場合に限る。)であり、免許の主体が当該特定基地局に係る認定開設者であること。
 - イ (略)
 - ウ 通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域は、無線局の目的及び開設を必要とする理由に照らし適正なものであること。ただし、特定基地局にあっては、この規定にかかわらず、通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域が当該特定基地局に係る認定計画に照らし適正なものであること。
 - エ 無線設備の工事落成の予定期日は、原則として予備免許の日から6か月以内であること。ただし、基幹放送局の無線設備の工事落成の予定期日は、原則として予備免許の日から1年以内であること。
 - オ 希望する運用許容時間は、その事業又は業務の遂行に必要な時間であること。
 - カ 無線設備の設置場所は、次の条件に適合するものであること。
 - (ア) 設置場所に係る土地及び建物は、予備免許又は免許を受けた後において使用できる十分な見通しがあること。
 - (イ) 他の無線局に対し当該無線局の与える混信妨害又は当該無線局が他の無線局が受ける混信妨害の度合いが十分小さいものであること。
 - (ウ)・(エ) (略)
 - (オ) 使用周波数、伝送方式、回線経路、プロフィール等からみて、回線構成が適当と認められるものであること。
 - (カ) (略)
 - (キ) 基幹放送局の送信空中線の位置は、山、高層建築物等により、放送の受信者側にゴーストあるいはマルチパスを生ずるおそれが極力ない場所であること。
 - ク (略)
 - ク 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は以下を満たすものであること。
 - (ア) 特定地上基幹放送局の場合
 - A 放送法第111条第2項第1号及び第121条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、放送法関係審査基準(平成23年総務省訓令第30号)別添1に掲げる対策が講じられていること。
 - B 放送法第111条第2項第2号及び第121条第2項第2号の規定による基幹放送の品質に対する措置は、放送法関係審査基準別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。
 - (イ) 特定地上基幹放送局以外の基幹放送局の場合
 - A 放送法第121条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、放送法関係審査基準別添1に掲げる対策が講じられていること。

- B 放送法第121条第2項第2号の規定による基幹放送の品質に対する措置は、放送法関係審査基準別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。
- (4) (略)
- (5) 法第56条第1項に基づき総務大臣が指定する受信設備の運用に支障を与えないものであること。必要な審査は別添2「無線局の免許申請等に対する電波天文業務の用に供する受信設備の保護のための審査等」によること。
- (6)・(7) (略)
- (8) 基幹放送局の業務を維持するに足る経理的基礎は、次のア及びイに適合するものであること。
- ア 法第6条第2項第3号に規定する無線設備の工事費については、当該基幹放送局を開設するために必要とする適正な工事費として計上されていること。
また、無線設備の工事費の支弁方法並びに無線局の運用費及びその支弁方法については、事業計画の該当事項及び事業収支見積りの中において適正に計上されていること。
- イ 法第6条第2項第4号に規定する事業計画及び事業収支見積りについては、その記載内容が当該地区における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、希望する免許の有効期間において確実にその事業の計画を実施することができるものであること。
特に、事業収支見積りにおいて収入が減少傾向にある場合にあっては事業収支見積りの裏付けとなる費用削減方策が、補完中継局を整備する場合にあっては当該整備に要する費用負担が免許の有効期間における確実な事業の計画の実施に支障を来すものではないことが、具体的、かつ、適切に記載されていること。
- (9) 基幹放送局の業務を維持するに足る技術的能力は、次のア及びイに適合するものであること。
- ア 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、放送法第121条第1項（特定地上基幹放送局を用いて行う地上基幹放送にあっては、同法第111条第1項及び第121条第1項）の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等（以下「設備維持業務」という。）の業務を確実に実施するため、適正に要員を配置することや緊急時の連絡体制が整備されていること。
- イ 設備維持業務に従事する者が業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。
- (10) 地上基幹放送局（地上基幹放送を行うものに限る。）の新たな免許の申請である場合、予備免許後1年以内に親局（基幹放送用周波数使用計画第1の1(2)に規定する親局をいう。以下同じ。）から放送を行うものであること。
- (11) 特定地上基幹放送局の申請である場合、次のア及びイによること。
- ア 放送法第93条第1項第5号に掲げる要件に該当することの審査は、表現の自由享有基準及び放送法関係審査基準第2章によること。
- イ 基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることの審査は、放送法関係審査基準第2章によること。
- (12) (略)
- (13) 法第6条第7項第4号に定める基幹放送局（地上基幹放送に係るものであって、施行規則第6条の4各号に規定するものを除く。）の免許又は再免許の申請について、本条本文ただし書きに規定する「基幹放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合」に該当する場合には、放送局根本基準第10条の規定に基づき別添6の比較審査基準により比較審査を行う。
- (14) (略)

(無線局の局種別審査)

第4条 無線局の局種別の審査は、別紙1に定めるところによる。

(無線局の目的別審査)

第5条 無線局の目的別の審査は、別紙2に定めるところによる。

別添6 (第3条関係)

地上系による基幹放送局に係る比較審査基準

第1 テレビジョン放送

1 事業計画の実施の確実性 (放送局根本基準第3条第1項第1号関係)

- (1) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための資金計画等経理的基礎が、より確実であること。
- (2) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための演奏所設備、親局送信所設備、中継局送信所設備等の送出系設備、放送番組の制作系設備等、事業計画遂行上必要な設備の整備計画が、より確実であること。
- (3) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための、放送番組の制作体制、調達体制が、より確実であること。

2 放送対象地域内の世帯カバー率 (放送局根本基準第9条関係)

放送対象地域内のできるだけ多くの世帯において放送波での直接受信が可能となる計画を有していること。

3 視聴覚障害者向け放送の実施 (放送局根本基準第3条第1項、放送法関係審査基準別紙1の5関係)

字幕放送、解説放送等の視聴覚障害者に配慮した放送番組をできる限り多く設けていること。

4 放送の公正かつ能率的な普及 (放送局根本基準第9条関係)

- (1) 地域社会の要望を充足する放送が、より多く設けられていること。
- (2) 予備免許後、できるだけ早期の放送開始が予定された計画であること。

5 上記1～4を基準に比較審査を行う際の評価項目及び評価点は次の表のとおりとする。なお、評価点の合計点が同点である場合には、放送の継続の確保の観点から、再免許の申請を優先する。

表 比較審査を行う評価項目及び評価点

比較審査基準		評価基準	評価点
1 事業計画の実施の確実性 (18点)	(1) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための資金計画等経理的基礎が、より確実であること。(10点)	現有資本又は事業全体の収支により対応する。	10
		確実な増資により対応する。	8
		確実な借入金により対応する。	6
		おおむね確実な増資又は借入金により対応する。	4
		不確実要素のある手段(申請者が放送事業とは別に新規に開始する事業の収入等)で対応する。	2
	(2) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための演奏所設備、親局送信所設備、中継局送信所設備等の送出系設備、放送番組の制作系設備等、事業計画遂行上必要な設備の整備計画が、より確実であること。(4点)	整備計画が確実である。	4
		整備計画に不確実要素がある。	1

	(3) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための、放送番組の制作体制、調達体制が、より確実であること。(4点)	放送番組の制作体制、調達体制が確実である。	4
		放送番組の制作体制、調達体制に不確実要素がある。	1
2 放送対象地域内の世帯カバー率 放送対象地域内のできるだけ多くの世帯において放送波での直接受信が可能となる計画を有していること。(10点) ※受信可能な電界強度を51dB μ V/mとして計算		放送対象地域内の世帯カバー率99%以上	10
		放送対象地域内の世帯カバー率97%以上99%未満	8
		放送対象地域内の世帯カバー率94%以上97%未満	6
		放送対象地域内の世帯カバー率91%以上94%未満	4
		放送対象地域内の世帯カバー率91%未満	2
3 視聴覚障害者向け放送の実施(4点)	(1) 字幕が付与された放送番組をできる限り多く設ける計画を有していること。(2点) ※「1週間の放送時間」には、字幕放送の普及目標対象以外の放送時間は含まない。	字幕付与時間比率が1週間の放送時間の100%	2
		字幕付与時間比率が1週間の放送時間の80%以上100%未満	1
	(2) 解説が付与された放送番組をできる限り多く設ける計画を有していること。(2点) ※「1週間の放送時間」には、解説放送の普及目標対象以外の放送時間は含まない。	解説付与時間比率が1週間の放送時間の15%以上	2
解説付与時間比率が1週間の放送時間の10%以上15%未満		1	
4 放送の公正かつ能率的な普及(6点)	(1) 地域社会の要望を充足する放送が、より多く設けられていること。(3点) ※「ローカル番組」とは、出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の存立の基盤たる地域社会向けの放送番組と認められるもの。	ローカル番組比率が1週間の放送時間中25%以上	3
		ローカル番組比率が1週間の放送時間中10%以上25%未満	2
		ローカル番組比率が1週間の放送時間中10%未満	1

(2) 予備免許後、できるだけ早期の放送開始が予定された計画であること。(3点) ※希望する周波数の範囲において、再免許の申請を行う者以外の者のみが申請を行っている場合に限り、比較審査の審査対象とする。	予備免許後、6か月以内に親局から放送開始。	3
	予備免許後、9か月以内に親局から放送開始。	2
	予備免許後、1年以内に親局から放送開始。	1

第2 ラジオ放送（超短波放送を行う中継局による放送を除く。）

1 事業計画の実施の確実性（放送局根本基準第3条第1項第1号関係）

- (1) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための資金計画等経理的基礎が、より確実であること。
- (2) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための演奏所設備、親局送信所設備、中継局送信所設備等の送出系設備、放送番組の制作系設備等、事業計画遂行上必要な設備の整備計画が、より確実であること。
- (3) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための、放送番組の制作体制、調達体制が、より確実であること。

2 放送対象地域内の世帯カバー率（放送局根本基準第9条関係）

放送対象地域内のできるだけ多くの世帯において放送波での直接受信が可能となる計画を有していること（短波放送を除く。）。

3 放送の公正かつ能率的な普及（放送局根本基準第9条関係）

- (1) 地域社会の要望を充足する放送が、より多く設けられていること（短波放送を除く。）。
- (2) 予備免許後、できるだけ早期の放送開始が予定された計画であること。

4 上記1～3を基準に比較審査を行う際の評価項目及び評価点は次の表のとおりとする。なお、評価点の合計点が同点である場合には、放送の継続の確保の観点から、再免許の申請を優先する。

表 比較審査を行う評価項目及び評価点

比較審査基準		評価基準	評価点
1 事業計画の実施の確実性（16点）	(1) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための資金計画等経理的基礎が、より確実であること。(10点)	現有資本又は事業全体の収支により対応する。	10
		確実な増資により対応する。	8
		確実な借入金により対応する。	6
		おおむね確実な増資又は借入金により対応する。	4
		不確実要素のある手段（申請者が放送事業とは別に新規に開始する事業の収入等）で対応する。	2

	(2) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための演奏所設備、親局送信所設備、中継局送信所設備等の送出系設備、放送番組の制作系設備等、事業計画遂行上必要な設備の整備計画が、より確実であること。 (3点)	整備計画が確実である。	3
		整備計画に不確実要素がある。	1
	(3) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための、放送番組の制作体制、調達体制が、より確実であること。(3点)	放送番組の制作体制、調達体制が確実である。	3
		放送番組の制作体制、調達体制に不確実要素がある。	1
2 放送対象地域内の世帯カバー率 放送対象地域内のできるだけ多くの世帯において放送波での直接受信が可能となる計画を有していること。(認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従って特定放送番組同一化(放送法第116条の3第2項第5号イに規定する特定放送番組同一化をいう。3(1)において同じ。)を行う場合にあっては、当該特定放送番組同一化を行う他の国内基幹放送事業者の基幹放送局を用いて行われる基幹放送が受信できる世帯を含む。)(10点)	放送対象地域内の世帯カバー率95%以上	10	
	放送対象地域内の世帯カバー率90%以上95%未満	8	
	放送対象地域内の世帯カバー率85%以上90%未満	6	
	放送対象地域内の世帯カバー率80%以上85%未満	4	
	放送対象地域内の世帯カバー率80%未満	2	
3 放送の公正かつ 能率的な普及(6 点又は3点)	(1) 地域社会の要望を充足する放送が、より多く設けられていること。 (3点) ※「ローカル番組」	ローカル番組比率が1週間の放送時間中50%以上	3
		ローカル番組比率が1週間の放送時間中20%以上50%未満	2

<p>とは、出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の存立の基盤たる地域社会向けの放送番組(認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従って特定放送番組同一化を行う場合にあつては、放送法第116条の6第2項の規定により当該特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域向けの放送番組を含む。)と認められるもの。</p>	<p>ローカル番組比率が1週間の放送時間中20%未満</p>	<p>1</p>
<p>(2) 予備免許後、できるだけ早期の放送開始が予定された計画であること。(3点) ※希望する周波数の範囲において、再免許の申請を行う者以外の者のみが申請を行っている場合に限り、比較審査の審査対象とする。</p>	<p>予備免許後、6か月以内に親局から放送開始。</p>	<p>3</p>
	<p>予備免許後、9か月以内に親局から放送開始。</p>	<p>2</p>
	<p>予備免許後、1年以内に親局から放送開始。</p>	<p>1</p>

第3 ラジオ放送（超短波放送を行う中継局による放送に限る。）

免許を受けるべき申請の順位は以下の順とし、同順位となった2以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、開設の必要性、周波数利用の効率性、難聴解消世帯数その他の放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

- (1) 補完中継局以外の中継局
- (2) 補完中継局

別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準

第2 地上基幹放送局

1 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送局(地上系)(移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。)

高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送局(地上系)(移動受信用地上基幹放送を行う者を除く。以下本項1において「DTV放送局」という。)の審査は、第2章の基準によるほか、次により行う。

(1) DTV放送局の放送区域は、原則として放送対象地域内に含まれるものであること。ただし、以下の各事項に合致すると判断される場合には、その局の設置が当該基幹放送事業者の放送対象地域を超えて差し支えないものとする。この場合、放送対象地域を超える放送区域は、必要最小の範囲となるよう、基幹放送事業者等において設置場所の選定及び技術的な措置を講じること。

ア 当該放送中継局の設置が難視聴解消を目的とするものであること。

イ 地域の地理的事情及び当該基幹放送事業者等の経済的事情から必要不可欠であること。

ウ 割り当てる周波数が現に存在すること。

エ 現状で周波数の割り当てが可能であっても、当該放送中継局の設置場所が放送対象地域となる基幹放送事業者等の設置計画に支障を来さないこと等について、当該基幹放送事業者等の意見を聴取し問題ないと判断できるものであること。

(2) 放送区域を示す図は、送信空中線の位置、高さ、指向特性及び実効輻射電力からみて適正に記載されているものであること。なお、計算値により記載されている場合には、放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出方法(昭和35年郵政省告示第640号)によるものであること。

(3) 送信方式は、DTV放送局にあっては、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第87号)に適合するものであること。

(4) 送信空中線は、その発射する電波の偏波面が水平となるものであること。ただし、次に掲げる場合は、垂直とすることができる。

ア 他の地区のDTV放送局との干渉を避けるために必要な場合。

イ その局を開設しようとする地区において、その局と同一の周波数帯を使用し、かつ、垂直の偏波面による他のDTV放送局がある場合。

ウ 極微小電力テレビジョン放送局のうちDTV放送局であって、別紙2の第5の6(2)ア又はエの区域において受信障害対策中継放送を行うもの及び基幹放送事業者等が開設するもの(以下「難視聴対策用ギャップファイラー」という。)が単一周波数ネットワーク(以下「SFN」という。)による中継を行う場合において、当該難視聴対策用ギャップファイラーの電波と他の電波との混信を避けるとともに、極微小電力による電波の能率的な利用を確保するために、難視聴対策用ギャップファイラーの電波と混信のおそれのある他の電波(難視聴対策用ギャップファイラーにより再放送しようとする放送の電波を含む。)の偏波面と直交させるとき。

(5) 周波数の選定は、次の基準により行う。

ア 他のDTV放送局との混信妨害

(ア) 開設又は変更しようとするDTV放送局(以下「申請局」という。)は、申請局及び他のDTV放送局の放送区域内において、次の混信保護比を満足すること。

希望波	妨害波		混信保護比 (dB)
デジタル放送波	デジタル放送波	妨害波と希望波が同一チャンネルの場合	28(注)
		妨害波が希望波の上隣接チャンネルの場合	-29
		妨害波が希望波の下隣接チャンネルの場合	-26

(注) 開設又は変更しようとするD T V放送局にあって、S F Nによる中継を行う場合には、この値によらないことができるが、その判断に必要な受信状況に関する資料の提出を当該申請者から求めること。

(イ) 交差偏波による改善量については、次により求めた値とする。

周波数帯	角度差 θ (deg)	改善量 (dB)
UHF帯	0~20	16
	20~60	$16 - \{(\theta - 20) \times (16/40)\}$
	60~180	0

(ウ) 既設の他のD T V放送局の他、開設が予定されているもの等についても、できる限り考慮すること。

イ D T V放送局の中継局の周波数の選定

D T V放送局の中継局の周波数のうち、基幹放送用周波数使用計画第5に規定する周波数（以下この項において「計画済みの周波数」という。）以外の周波数の選定は、原則として次により行う。

(ア) 既設のD T V放送局のチャンネル並びに計画済みの周波数に変更を来たさないこと。

(イ) 周波数の選定に当たっては、将来必要なチャンネル数を考慮すること。

(ウ) 偏波面は、(4)の規定により、申請局を開設又は変更しようとする地区において既設のD T V放送局が採用している偏波面とすること。ただし、それによることが困難な場合に偏波面の変更を検討すること。

(エ) 申請局が難視聴対策用ギャップフィルターであって、偏波面を難視聴対策用ギャップフィルターの電波と混信のおそれのある他の電波（難視聴対策用ギャップフィルターにより再放送しようとする放送の電波を含む。）の偏波面と直交させる場合は、(ウ)にかかわらずその直交させた偏波面とすること。

(オ) 周波数の選定は、ネットワークの上位局とS F Nを行うことができるよう当該局のチャンネルと同じチャンネルを選定すること。ただし、申請局が難視聴対策用ギャップフィルターの場合を除き、ネットワークの上位局のチャンネル番号が53から62までである場合は、チャンネル番号が52以下の検討に限り(カ)を優先すること。

(カ) (オ)においてS F Nを行うことが困難な場合には、別のチャンネルを検討すること。この場合、申請局を開設又は変更しようとする地区における他のD T V放送局のチャンネルとできる限り連続した番号となるようにする。

ウ 他の無線局等への混信妨害

(ア) 他の無線局への混信を排除するため、申請局の電波の高調波及び他の無線局との相互変調積等の関係が想定されない周波数を選定すること。

(イ) 電波天文業務で総務大臣が指定するものの運用を阻害しない周波数を選定すること。

エ 470MHzを超え710MHz以下の周波数の電波を使用する放送番組中継を行う固定回線との混信妨害

別紙2第5の1(3)の2オの混信検討を満足する周波数を選定すること。この場合、既設の固定回線のほか、開設が予定されているもの等についても、できる限り考慮すること。

(6) 空中線電力の審査は、(2)から(5)までに掲げる基準に準じて行う。この場合において、実効輻射電力（指向性空中線を使用する場合にあっては、最大実効輻射電力）の値は、次により整理すること。

空中線電力に空中線利得、給電線損失等を乗除して3けたまで計算し、3けた目を四捨五入して2けたで表示すること。ただし、1けた目の数字が1の場合において、3けた目の数字が2以下のときには切り捨て、8以上の場合には切り上げ、3から7までのときは5とすること。

(7) 周波数の許容偏差の審査

開設又は変更しようとするD T V放送局がS F Nを行わない場合の周波数の許容偏差については、無線設備規則別表第1号注21の規定によるものとする。

- (8) 申請局がS F Nを行う難視聴対策用ギャップフィルアーの場合にあっては、次の難視聴対策用ギャップフィルアーとS F Nを形成する基幹放送局の電波と当該難視聴対策用ギャップフィルアーによる電波との混信の防止策が講じられるものであること。

ア 送信空中線の指向性により不要な方向への電波の発射を抑制すること。

イ できる限り低い地上高から送信することにより、その送信を不要とする領域における電波の発射を抑制すること。

- 2 超短波放送局（地上系）（基幹放送用周波数使用計画第1の2(1)イに規定する周波数を使用するものに限る。）

超短波放送局（地上系）（基幹放送用周波数使用計画第1の2(1)イに規定する周波数を使用するものに限る。以下「FM放送局」という。）の審査は、1(1)の基準によるほか、次により行う。この場合において1(1)中「D T V放送」とあるのは「FM放送」と読み替えるものとする。

- (1) 送信の方式は、超短波放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第86号）に適合するものであること。

- (2) 送信空中線

ア 送信空中線は、その発射する電波の偏波面が原則として水平となるものであること。ただし、次に掲げる場合は、その限りでない。

(ア) 同一場所に設置された既設空中線の偏波面に一致させる場合

(イ) 放送波による中継（以下「放送波中継」という。）を行っている回線への干渉を軽減できると認められる場合。

(ウ) 相互に同期放送の関係にあるFM放送局間における干渉妨害の低減のために必要と認められる場合。

イ 多段空中線の使用により俯角を調整できる場合は、放送区域外に必要以上に電波を放射しないための措置を講じてあること。

ウ 地上高については、放送区域を示す図及び海拔高等からみて適切に記載されていること。

- (3) 放送波中継方式を使用する場合の受信空中線

ア 上位局の電波の受信電界強度が、放送波を中継する上で必要な電界強度を満足できる地点であること。

イ 他局からの干渉が最も少ない地点であること。

ウ 多重反射歪を生じない地点であること。

エ 上位局から受信する電波に及ぼす干渉を避けるために遮へい等の措置が十分に考慮されているものであること。

オ 高周波利用設備、自動車その他の雑音発生源から生ずる電氣的雑音により、放送番組の中継に支障を及ぼさないものであること。

- (4) 周波数の選定

別添に示す方法により選定すること。

- (5) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局（以下「受信障害対策中継局」という。）であって、適合表示無線設備を使用するもの（以下「ラジオ放送のギャップフィルアー」という。）の空中線電力は、1波当たり0.25W以下であること。

- (6) 申請局が基幹放送用周波数使用計画第1の4(2)に定める中継局である場合にあっては、(1)から(5)までの基準によるほか、空中線電力は、平成23年総務省告示第285号（超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の地上電界強度の値を定める件）に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること。

- (7) 申請局が基幹放送用周波数使用計画第1の5に規定する補完中継局（以下「補完中継局」という。）である場合にあっては、(1)から(5)までの基準によるほか、次のとおりとする。

ア 次のいずれかの対策を目的としているものであること（ただし、(エ)については、基幹放送用周波数使用計画第1の5に規定するその他の補完中継局に限る。）。

(ア) 中波放送の基幹放送局の送信設備及び中継回線設備（以下「送信設備等」とい

う。)が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策(以下「災害対策」という。)

(イ) 建築物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等の要因による受信障害対策(以下「都市型難聴対策」という。)

(ウ) 外国波による混信対策(以下「外国波混信対策」という。)

(エ) 地形的原因で生じる遮へいによる受信障害対策又は地理的原因による受信障害対策(地形的原因を除いた自然的条件の特殊性が原因となって発生する受信障害の対策をいう。)(以下「地理的・地形的難聴対策」という。)

イ 災害対策を目的とする場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 送信設備等の設置場所が次のいずれかの地域に該当している場合であって、自然災害等により送信設備等に大きな破損、障害等が発生し、放送の継続ができなくなる可能性が高いと認められるものであること。

A 都道府県又は市区町村の策定したハザードマップ等による津波等の浸水深予測により、津波等が到達し被害が想定されている地域

B 河川敷内又は水防法(昭和24年法律第193号)に基づき指定された外水氾濫区域(浸水想定区域)であって、洪水による被害が想定されているもの

C 送信設備等が設置された敷地内に活断層があることが判明している地域

D 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき指定された土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域であって、土砂災害による被害が想定されているもの

E 都道府県又は市区町村が策定した液状化マップ等により、液状化による被害が想定されている地域

F AからEまでに掲げるもののほか、法令又は条例等に基づき都道府県又は市区町村が特定した自然災害により送信設備等が大きな被害を受ける可能性が高い地域(当該都道府県又は市区町村と放送事業者との間の災害放送協定等に当該地域内の送信設備等に係る災害対策の補完中継局等の必要性が盛り込まれている場合に限る。)

(イ) 中波放送の放送対象地域の沿岸の大部分において都道府県又は市区町村の策定したハザードマップ等により大規模な津波等の被害が発生する可能性が高く、災害対策を行う必要があると認められるものであること。

ウ 都市型難聴対策、外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策を目的とする場合にあっては、中波放送の放送区域において、平成23年総務省告示第284号(中波放送を行う基幹放送局の地上波電界強度を定める件)に規定する中波放送を行う基幹放送局の電界強度を満たさない地点又は電気雑音の影響や外国波混信等により中波放送の聴取が困難と判断される地点(平成23年総務省告示第279号(登録検査等事業者等規則第20条及び別表第7号第3の3(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件)第3項第3号の表3の項(3)の受信状況の評価が2以下である地点をいう。)が、継続的かつ原則として1キロメートル四方(受信障害対策中継局の場合にあっては、250メートル四方)のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。

エ 空中線電力

空中線電力の選定は、次の基準により行う。

(ア) 申請局が使用する周波数が基幹放送用周波数使用計画第4の3に定めるものの場合にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

A 申請局の送信設備の設置場所の属する都道府県(中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあっては東京都、中京広域圏の場合にあっては愛知県、近畿広域圏の場合にあっては大阪府)を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者(日本放送協会(茨城県を除く。))及び放送大学学園を除く。)の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)の値を超え

ないものであること。

B 申請局に係る空中線電力は、中波放送の親局の放送区域(中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあつては東京都、中京広域圏の場合にあつては愛知県、近畿広域圏の場合にあつては大阪府、二の府県を含む場合(滋賀県・京都府、鳥取県・島根県及び佐賀県・長崎県)にあつては中波放送の親局の放送区域又は申請局の送信設備の設置場所の属する府県の府県庁所在地及びその周辺の地域)のうち難聴が発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成23年総務省告示第285号に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること。

(イ) その他の補完中継局である場合にあつては、原則100W以下とし、中波放送の中継局等の放送区域のうち難聴が発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成23年総務省告示第285号に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること。

オ 他の無線局等への混信妨害等

(ア) 他の無線局等への混信妨害を排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整に十分配慮していること。

(イ) 有線電気通信設備を用いて行われるテレビジョン放送の受信に対する障害、受信電波を増幅する機器その他テレビジョン放送の受信設備に係る受信障害及び超短波放送の受信設備に係る受信障害の防止又は解消を図るための措置を適切に実施していること。

(ウ) マルチメディア放送(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第87号)第4章第1節に定める放送を行うものに限る。)又は超短波放送を行う基幹放送局を開設しようとする者と相互変調等による超短波放送の受信設備に係る受信障害の防止又は解消を図るための措置を協力して適切に実施していること。

(8) 申請局が、超短波放送を行う基幹放送局の放送区域等において、難聴対策等のため超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局であつて、受信障害対策中継放送を行うものである場合にあつては、(1)から(5)までの基準によるほか、次のとおりとする。

ア 超短波放送の放送区域等において、平成23年総務省告示第285号に規定する超短波放送を行う基幹放送局の電界強度を満たさない地点又は電気雑音の影響や外国波混信等により超短波放送の聴取が困難と判断される地点(平成23年総務省告示第279号第3項第3号の表3の項(3)の受信状況の評価が2以下である地点をいう。)が、継続的かつ原則として250メートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。

イ 空中線電力は、超短波放送の基幹放送局の放送区域等のうち難聴が発生している地域における平成23年総務省告示第285号に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること。

3 多重放送局(地上系)

多重放送(地上系)を行うものの審査については、1及び2の基準によるほか、次により行う。

(1) 送信の方式は、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送を行う地上基幹放送局にあつては超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第89号)に適合するものであること。

(2) 放送区域は、無線設備を共用することとなる地上基幹放送局の放送区域と同一であること。

4 マルチメディア放送局(移動受信用地上基幹放送を行うテレビジョン放送局を含む。)

(略)

5 その他の地上基幹放送局

第2章の基準によるものとする。

別添

FM放送局の周波数の選定方法

下表の条件を満足する周波数を選定すること。

1 航空機緊急遭難周波数243MHzに対する混信排除に関する制限	80.8MHzから81.2MHzまでの周波数は選定不可。	
2 VOR又はILSのローカライザの無線局への干渉検討(ラジオ放送のギャップフィルターの場合は除く。)	<p>VOR又はILSのローカライザの無線局の周波数と次に示す関係になる周波数(当該周波数の±200kHzの範囲内にVOR又はILSのローカライザの周波数の全部又は一部が重複する場合に限る。)以外のものを選定。ただし、VOR又はILSのローカライザの無線局に干渉を与えない場合は、この限りでない。</p> <p>① $2f_1 - f_2$ MHz</p> <p>② $f_1 + f_2 - f_3$ MHz</p> <p>ここで、「f_1」、「f_2」及び「f_3」は、VOR又はILSのローカライザの無線局の覆域と放送区域が重複又は近接する自局及び他のFM放送局の周波数を示す。</p> <p>ただし、$f_1 \geq f_2 > f_3$とし、他のFM放送局が1局のみの場合は①の計算のみを行うこと。</p>	
3 他のFM放送局の送信空中線と共建又は近傍に設置する場合の制限	運用時間が異なる等により、他のFM放送局に混信を与えるおそれがない場合を除き、他のFM放送局と自局との周波数差±800kHz以上のものを選定。	
4 他のFM放送局と放送区域が重複する場合の制限	当該FM放送局の周波数と、10.7±0.1MHz差の関係にある周波数以外を選定。	
5 自局の予定放送区域内における他のFM放送局からの干渉検討	自局の電波の予想電界強度値と他の基幹放送局の電波の電界強度値とが、次の混信保護比を満足する周波数を選定。	
	周波数差 0kHz	混信保護比 36dB (注)
	100kHz	33dB
	200kHz	7dB
	300kHz	-10dB
400kHz	-25dB	
6 他のFM放送局の放送区域内における干渉検討	他の基幹放送局の放送区域フリンジにおける自局の電波の予想電界強度値が、上記5に示す混信保護比を満足する周波数を選定。	
7 放送波中継回線に対する干渉検討	(1) 放送波中継回線に対する自局の電波の予想電界強度値が次の混信保護比を満足する周波数を選定。	
	周波数差 0kHz	混信保護比 60dB
	100kHz	55dB
	200kHz	40dB
	300kHz	10dB
	400kHz	-20dB
	500kHz	-30dB
	600kHz	-40dB
	700kHz	-50dB
800kHz	-60dB	

	(2) 上記(1)のほか、受信空中線の指向性、偏波面及び中継局の受信設備の干渉除去のための措置を考慮。
8 自局の予定放送区域内における他のFM放送局に対する干渉検討	<p>99MHzを超え108MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送(以下この表において「V-Lowマルチメディア放送」という。)の放送局又は他のFM放送局の周波数と次に示す関係になる周波数以外を占有周波数帯幅の上限から下限までを考慮して選定。ただし、V-Lowマルチメディア放送の放送局又は他のFM放送局に干渉を与えない場合は、この限りでない。</p> $2f_1 - f_2 \text{MHz}$ <p>ここで、「f_1」及び「f_2」は、自局及びV-Lowマルチメディア放送の放送局又は他のFM放送局の周波数を示す。</p>
9 一般無線局からのFM放送受信に対する干渉検討	<p>一般無線局の周波数と次に示す関係になる周波数以外を選定。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① $(f - 2IF) \pm 400\text{kHz}$ ② $((f - IF) \times 2 \pm IF) \pm 400\text{kHz}$ ③ $f/2 \pm 400\text{kHz}$ ④ $2f \pm 400\text{kHz}$ <p>ここで、「f」は自局の周波数及び「IF」はFM放送受信機の間周波数を示す。</p>
10 一般無線局への干渉検討	<p>一般無線局(電波天文業務を含む。)への混信を排除するため、自局の電波の高調波及び他の無線局との相互変調積等の関係が想定されない周波数を選定。</p>
11 受信障害対策中継局における検討	<ol style="list-style-type: none"> (1) 申請局が難聴対策を行おうとする放送区域に係る基幹放送局が超短波放送を行う基幹放送局の場合にあつては、当該基幹放送局と同一周波数を選定。ただし、干渉等の理由により当該基幹放送局と同一周波数を選定できない場合は、割当可能な周波数で当該基幹放送局の周波数の近傍のものから選定 (2) 申請局が難聴対策を行おうとする放送区域に係る基幹放送局が中波放送を行う基幹放送局の場合にあつては、割当可能な周波数のうち低い周波数から選定 (3) 複数の周波数を使用して再送信を行う場合にあつては、当該周波数の差が600kHz以上となる周波数を選定

(注) 他のFM放送局が自局と同期の関係にある場合には、この値によらないことができるが、その判断に必要な受信状況に関する資料の提出を当該申請者から求めること。

別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準

第5 放送関係

1 （略）

2 中波放送局

中波放送局のプレエンファシスに係る工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の4の基準により行う。

- (1) 空間波の音響が強く現れる夜間においては、隣接波混信を除去するため、隣接チャンネルに対する影響を特に現状より悪化させないよう十分配慮し、必要があれば、プレエンファシスの量を低減するか、又はフィルタを挿入する等の措置が講じられていること。
- (2) 市販されている通常の受信機を使用した場合においては、音質の劣化を招くようなプレエンファシスではないこと。

3～5 （略）

6 受信障害対策中継放送を行う放送局

中波放送（受信障害対策中継放送）、超短波放送（受信障害対策中継放送）、超短波文字多重放送（受信障害対策中継放送）及び高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送）を行う放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。以下この項において「デジタル受信障害対策中継局」という。）の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2（同1の(3)に掲げる事項を除く。）の基準により行う。

- (1) 受信障害対策中継局の免許を受けようとする者は、地方公共団体又は放送の受信障害解消を図るため放送の再放送を行う団体を基本とし、当該放送局の業務を公正かつ的確に運用することができる者であること。
- (2) 放送の受信障害解消を図るため、次の区域において開設されるものであり、原則として放送対象地域内に含まれるものであること。
 - ア 放送区域内における建造物等人為的要因及び丘陵等自然的要因により受信障害が発生している区域
 - イ 山間地等自然的要因により受信障害が発生しているため、他の放送区域に隣接した場所に放送の受信施設を設置し、連絡線により信号を伝送して放送を再放送する区域
 - ウ 地下街等において、基幹放送局とその放送の受信を目的とする無線設備との間の電波が遮へいされることにより放送が受信できない区域
 - エ 他の基幹放送局等からの電波により受信障害が発生している区域
- (3) 受信障害対策中継局の放送の中止事故の際、早期復旧を図ることができるよう、放送事業者等関係者と緊急連絡網を事前に構築し、早期復旧を確保する体制ができていること。

7・8 （略）

9 その他

(1) 地上基幹放送局の演奏設備

地上基幹放送局の演奏設備は、次のとおりであること。

- ア 演奏設備とは、主調整装置、演奏室、調整装置等とする。
- イ 主調整装置が放送対象地域外に設置される場合においては、放送対象地域内にある主要な演奏設備がある場所を第1演奏所とする。

(2) 中継局の演奏所設備

中継局において、親局と異なる放送番組の放送を行う場合の当該中継局の演奏所は、次のとおりであること。（別図①～⑤参照）

- ア 親局の演奏設備を利用して親局と異なる放送番組（広告（CM）のみの場合を含む。）を放送する事業計画を有するものであること。（別図③参照）
- イ 親局の演奏設備から番組の供給を受けるとともに、当該中継局において親局と異なる放送番組の制作をしているものであること。（別図④参照）

(3) 放送番組中継の受信設備受信所

放送番組の中継に使用する受信設備及び受信所は、次のとおりであること。

- ア 放送波中継用及び固定回線（STL回線を除く。）による中継用の受信設備は、

当該基幹放送局の受信設備であり、その受信機の設置場所が受信所であること。
ただし、演奏所又は中継局において他局の放送波を受信して再放送する場合の受信設備は、当該基幹放送局の受信設備とするが、設置場所は受信所とはしない。

イ STL回線用の受信設備は、次のとおりであること。

(ア) 基幹放送局の送信所に固定局がある場合は、当該固定局の受信設備であること。

(イ) 基幹放送局の送信所に固定局がない場合は、当該基幹放送局の受信設備とするが、受信所とはしない。

(4) 代替送信機及び予備送信機等

基幹放送局（地上系）に設置する予備送信機及び代替送信機等は、次のとおりであること。

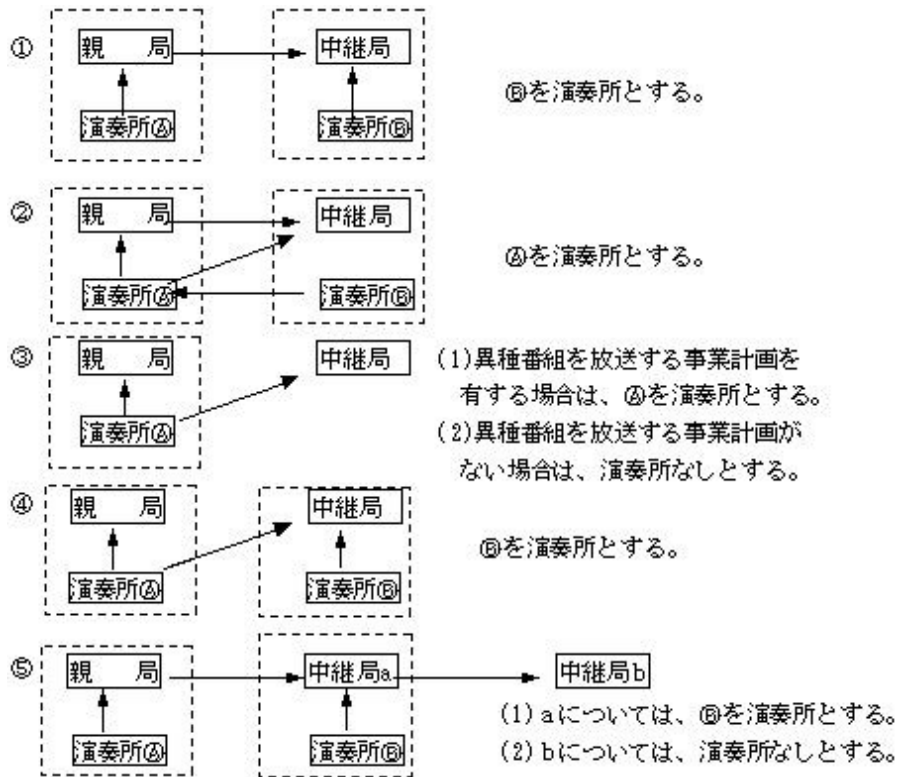
ア 代替送信機は、主送信機と同一の空中線電力で放送できるものであること。

イ 代替空中線は、主空中線と同等の性能を有するものであること。

ウ 予備送信機は、主送信機より低い空中線電力であり、主送信機及び代替送信機が故障等（真に電波をとめなければならない保守点検及び整備を含む。）により使用が不可能となった場合にのみ補助的に使用するものであること。

エ 予備空中線とは、主空中線より低い性能を有するものであること。

別図



○放送法（昭和25年法律第132号）

（国内放送等の放送番組の編集等）

第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
 - 二 政治的に公平であること。
 - 三 報道は事実をまげないですること。
 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
- 2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送等の放送番組の編集に当たっては、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

（番組基準）

第五条 放送事業者は、放送番組の種別（教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等の区分をいう。以下同じ。）及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準（以下「番組基準」という。）を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。

- 2 放送事業者は、国内放送等について前項の規定により番組基準を定めた場合には、総務省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。

（放送番組審議機関）

第六条 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。

- 2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。
- 3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。
- 4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。
- 5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。
 - 一 前項の規定により講じた措置の内容
 - 二 第九条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況
 - 三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要
- 6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用に努めるとともに、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。
 - 一 審議機関が放送事業者の諮問に応じた答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要
 - 二 第四項の規定により講じた措置の内容

第七条 放送事業者の審議機関は、委員七人（テレビジョン放送による基幹放送を行う放送事業者以外の放送事業者の審議機関にあつては、総務省令で定める七人未満の員数）以上をもつて組織する。

- 2 放送事業者の審議機関の委員は、学識経験を有する者のうちから、当該放送事業者が委嘱する。
- 3 二以上の放送事業者は、次に掲げる要件のいずれをも満たす場合には、共同して審議機関を置くことができる。この場合においては、前項の規定による審議機関の委員の委

嘱は、これらの放送事業者が共同して行う。

- 一 当該放送事業者のうち同一の認定放送持株会社の関係会社（第一百五十八条第二項に規定する関係会社をいう。）である基幹放送事業者（その基幹放送に係る放送対象地域（第九十一条第二項第二号の放送対象地域をいう。第十四条において同じ。）が全国である者を除く。）が二以上含まれていないこと。
- 二 当該放送事業者のうち基幹放送事業者がある場合において、いずれの基幹放送事業者についても当該基幹放送事業者以外の全ての放送事業者との間において次に掲げる要件のいずれかを満たす放送区域（電波法第十四条第三項第二号の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許状に記載された放送区域をいう。以下この項において同じ。）又は業務区域（第二百六条第二項第四号の業務区域をいう。以下この項において同じ。）の重複があること。
 - イ 放送区域又は業務区域が重複する区域の面積が当該いずれかの放送事業者の放送区域又は業務区域の面積の三分の二以上に当たること。
 - ロ 放送区域又は業務区域が重複する部分の放送区域の区域内の人口が当該いずれかの放送事業者の放送区域又は業務区域内の全人口の三分の二以上に当たること。
- 三 当該放送事業者のうち二以上の一般放送事業者がある場合において、当該一般放送事業者のうちのいずれの二の一般放送事業者の間においても次に掲げる要件のいずれかを満たす関係があること。
 - イ 業務区域が重複し、かつ、業務区域が重複する区域の面積が当該いずれかの一般放送事業者の業務区域の面積の三分の二以上に当たること。
 - ロ 業務区域が重複し、かつ、業務区域が重複する区域内の人口が当該いずれかの一般放送事業者の業務区域内の全人口の三分の二以上に当たること。
- ハ 当該二の一般放送事業者の業務区域の属する都道府県が同一であること。

（基幹放送普及計画）

第九十一条 総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 基幹放送普及計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針、基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための指針その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項
- 二 協会の放送、学園の放送又はその他の放送の区分、国内放送、国際放送、中継国際放送、協会国際衛星放送又は内外放送の区分、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の総務省令で定める基幹放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（以下「放送対象地域」という。）
- 三 放送対象地域ごとの放送系（同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる基幹放送局の総体をいう。以下この号において同じ。）の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

3～5（略）

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
- 二 当該業務を維持するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
- 四（略）
- 五 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係

る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

イ 基幹放送事業者

ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者

ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者

六 当該認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

七 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送（超短波放送による地上基幹放送のうち、一の市町村の全部若しくは一部の区域又はこれに準ずる区域として総務省令で定めるものにおいて受信されることを目的として行われるものをいう。以下同じ。）の業務を行おうとする場合にあっては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。

イ 日本の国籍を有しない人

ロ 外国政府又はその代表者

ハ 外国の法人又は団体

ニ 法人又は団体であつて、イからハマまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

ホ 法人又は団体であつて、(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合（(2)及び次項第十号において「外国人等直接保有議決権割合」という。）とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合（同号ハ及び第百十六条第三項において「外国人等間接保有議決権割合」という。）とを合計した割合が五分の一以上であるもの（ニに該当する場合を除く。）

(1) イからハマまでに掲げる者

(2) 外国人等直接保有議決権割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

へ この法律又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ト 第百三条第一項又は第百四条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヌ 電波法第二十七条の十六第一項又は第六項（第四号を除く。）の規定により移動受信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十四第一項の開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ル 法人又は団体であつて、その役員がへからヌまでのいずれかに該当する者であるもの

2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 基幹放送の種類

三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又は当該免許を受けた者の氏名又は名称

四 希望する放送対象地域

五 基幹放送に関し希望する周波数

六 業務開始の予定期日

七 放送事項

八 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

九 衛星基幹放送の業務の認定を受けようとする場合にあっては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置

- 十 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項
- イ 特定役員の氏名又は名称
 - ロ 外国人等直接保有議決権割合
 - ハ 地上基幹放送（コミュニティ放送を除く。）の業務の認定を受けようとする場合にあつては、外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合
- 3 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第一項の認定（協会又は学園の基幹放送の業務その他総務省令で定める特別な基幹放送の業務に係るものを除く。）の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。第九十六条第一項の認定の更新（地上基幹放送の業務に係るものに限る。）の申請についても、同様とする。
- 5 前項の期間は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において使用する周波数ごとに定める期間（地上基幹放送において使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に係る電波法第六条第八項の公示の期間と同一の期間）とし、前項の規定による期間の公示は、基幹放送の種類及び放送対象地域その他認定の申請に資する事項を併せ行うものとする。

（指定事項及び認定証）

第九十四条 前条第一項の認定は、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を指定して行う。

- 一 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称
 - 二 放送対象地域
 - 三 基幹放送に係る周波数
- 2 総務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、認定証を交付する。
- 3 認定証には、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載しなければならない。
- 一 認定の年月日及び認定の番号
 - 二 認定を受けた者の氏名又は名称
 - 三 基幹放送の種類
 - 四 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称
 - 五 放送対象地域
 - 六 基幹放送に係る周波数
 - 七 放送事項

（認定の更新）

第九十六条 第九十三条第一項の認定は、五年ごと（地上基幹放送の業務の認定にあつては、電波法の規定による当該地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許の有効期間と同一の期間ごと）にその更新を受けなければ、その効力を失う。

2 （略）

（放送事項等の変更）

第九十七条 認定基幹放送事業者は、第九十三条第二項第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 認定基幹放送事業者は、第九十三条第二項第一号、第三号若しくは第十号に掲げる事項に変更があつたとき、又は前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、同号に掲げる事項の変更であつて、当該変更によつて同条第一項第七号ニ又はホに該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものについては、この限りでない。
- 3 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定基幹放送事業者の申請により、第

九十四条第一項各号に掲げる事項の指定を変更する。

- 一 衛星基幹放送を行う場合にあっては、電波法の規定により、当該衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者以外の者が当該衛星基幹放送に係る人工衛星の軌道若しくは位置及び周波数をその免許状に記載すべき基幹放送局の免許を受けたとき又は当該衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者が当該衛星基幹放送に係る人工衛星の軌道若しくは位置について変更の許可若しくは当該衛星基幹放送に係る周波数について指定の変更を受けたとき。
- 二 移動受信用地上基幹放送を行う場合にあっては、電波法の規定により、当該移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者以外の者が当該移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域内の放送区域及び周波数をその免許状に記載すべき基幹放送局の免許を受けたとき若しくは当該移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者が当該移動受信用地上基幹放送に係る周波数について指定の変更を受けたとき又は第九十一条第四項の規定により総務大臣が基幹放送普及計画を変更した場合において当該移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域について変更があつたとき。
- 三 前二号に準ずるものとして総務省令で定めるとき。

(認定の取消し等)

第百三条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第七号（トを除く。）に掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は認定基幹放送事業者が行う地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を失つたときは、その認定を取り消さなければならない。

2 (略)

第百四条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がないのに、基幹放送の業務を引き続き六月以上休止したとき。
- 二 不正な手段により、第九十三条第一項の認定、第九十六条第一項の認定の更新又は第九十七条第一項の許可を受けたとき。
- 三 第九十三条第一項第五号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき。
- 四 第七十四條の規定による命令に従わないとき。
- 五 (略)

(国内基幹放送等の放送番組の編集等)

第百六条 基幹放送事業者は、テレビジョン放送による国内基幹放送及び内外基幹放送（内外放送である基幹放送をいう。）（以下「国内基幹放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない。

- 2 基幹放送事業者は、国内基幹放送等の教育番組の編集及び放送に当たっては、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにしなければならない。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するようにしなければならない。

第百七条 前条第一項の規定の適用を受けるテレビジョン放送を行う基幹放送事業者に対する第六条の規定の適用については、同条第三項中「及び放送番組の編集に関する基本計画」とあるのは「、放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の種別の基準」と、同条第五項及び第六項中「次の各号に掲げる事項」とあるのは「次の各号に掲げる事項並びに放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間」とする。

(災害の場合の放送)

第百八条 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

(学校向け放送における広告の制限)

第百九条 基幹放送事業者は、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めてはならない。

(放送番組の供給に関する協定の制限)

第百十条 基幹放送事業者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結してはならない。

(設備の維持)

第百十一条 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。

二 基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

第百十二条 特定地上基幹放送事業者は、自己の地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備(以下「特定地上基幹放送局等設備」という。)を前条第一項の総務省令で定める技術基準及び第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

(基幹放送の業務の認定等に関する特例)

第百十六条の六 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(国内基幹放送(指定放送対象地域に係るものに限る。以下この項、次項第一号及び第三項において同じ。))を行う認定基幹放送事業者に限る。)が第九十六条第一項の認定の更新を申請した場合における第九十三条第一項の規定の適用については、同項第二号中「経理的基礎及び技術的能力」とあるのは、「技術的能力」とする。ただし、当該申請に係る国内基幹放送の業務を維持するに足る経理的基礎を有しないことを理由として当該申請に係る認定の更新を拒否したとしても、当該国内基幹放送に係る放送対象地域において第九十一条第二項第三号に規定する目標を達成することができると認められる場合については、この限りでない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に定める認可を申請した場合について準用する。この場合において、同項中「第九十三条第一項」とあるのは、「第九十八条第六項において準用する第九十三条第一項」と読み替えるものとする。

一 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(国内基幹放送を行う認定基幹放送事業者に限る。)が当該認定経営基盤強化計画に従って当該国内基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、又は認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(国内基幹放送を行う認定基幹放送事業者たる法人に限る。)が当該認定経営基盤強化計画に従って合併若しくは分割(当該国内基幹放送の業務を行う事業を承継させるものに限る。)をした場合における当該事業を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人 第九十八条第二項の認可

二 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(特定地上基幹放送局(当該特定地上基幹放送局を用いて行われる国内基幹放送に係る放送対象地域が指定放送対象地域であるものに限る。以下この条において同じ。))の免許人たる法人に限る。)が当該認定経営基盤強化計画に従って分割をした場合において電波法第二十条第四項前段の規定の適用があるときにおける分割により地上基幹放送(指定放送対象地域に係るものに限る。以下この項及び第四項において同じ。)の業務を行う事業を承継した法人 第九十八条第三項前段の認可

三 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(特定地上基幹放送局の免許人に限る。)が当該認定経営基盤強化計画に従って当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合において電波法第二十条第四項後段の規定の適用があるときにおける当該譲渡人 第九十八条第三項後段の認可

四 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(特定地上基幹放送局の免許人に限る。)が当該認定経営基盤強化計画に従って地上基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合において電波法第二十条第四項後段の規定の適用があるときにおける当該譲

受人 第九十八条第三項 後段の認可

3 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（特定地上基幹放送局の免許人に限る。）が電波法第十三条第一項 ただし書の再免許を申請した場合における同法第七条第二項 の規定の適用については、同項第三号中「経理的基礎及び技術的能力」とあるのは、「技術的能力」とする。ただし、当該申請に係る国内基幹放送の業務を維持するに足りる経理的基礎を有しないことを理由として当該申請に係る再免許を拒否したとしても、当該国内基幹放送に係る放送対象地域において第九十一条第二項第三号に規定する目標を達成することができるものと認められる場合については、この限りでない。

4 前項の規定は、次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に定める許可を申請した場合について準用する。この場合において、同項中「第七条第二項」とあるのは、「第二十条第六項において準用する同法第七条第二項」と読み替えるものとする。

一 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（特定地上基幹放送局の免許人たる法人に限る。）が当該認定経営基盤強化計画に従って合併又は分割（当該特定地上基幹放送局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人 電波法第二十条第二項の許可

二 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（特定地上基幹放送局の免許人に限る。）が当該認定経営基盤強化計画に従って当該特定地上基幹放送局をその用に供する事業の全部の譲渡をした場合における譲受人 電波法第二十条第三項の許可

三 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者に限る。）が当該認定経営基盤強化計画に従って当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人と合併をし、又は当該地上基幹放送の業務を行う事業の当該免許人への譲渡をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は譲受人 電波法第二十条第五項前段の許可

四 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者に限る。）が当該認定経営基盤強化計画に従って当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受けた場合における当該国内基幹放送事業者 電波法第二十条第五項後段の許可

（審議機関の設置等の特例）

第一百六条の七 認定経営基盤強化計画を提出した二以上の国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従って特定放送番組同一化を行う場合には、当該二以上の国内基幹放送事業者は、共同して審議機関を置くことができる。この場合においては、第七条第二項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの国内基幹放送事業者が共同して行う。

2 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従って特定放送番組同一化を行う場合における当該国内基幹放送事業者（当該国内基幹放送事業者が特定地上基幹放送事業者でない場合にあつては、その基幹放送局設備を当該国内基幹放送事業者の国内基幹放送の業務の用に供する基幹放送局提供事業者）に対する第九十二条の規定の適用については、同条中「その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域」とあるのは「第一百六条の四第二項第五号イに規定する特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域」と、「当該基幹放送」とあるのは「当該二以上の国内基幹放送のいずれか」とする。

3 認定放送持株会社の関係会社（第五十八条第二項に規定する関係会社をいう。）である認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従って特定放送番組同一化を行う場合における当該国内基幹放送事業者に対する第一百六十三条の規定の適用については、同条中「その放送対象地域」とあるのは「その第一百六条の四第二項第五号イに規定する特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域」と、「当該放送対象地域」とあるのは「当該みなされた一の放送対象地域」とする。

（提供義務等）

第一百七条 基幹放送局提供事業者は、認定基幹放送事業者から、当該認定基幹放送事業者に係る第九十四条第二項の認定証に記載された同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項（衛星基幹放送に係る場合にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌

道又は位置を含む。次項において「認定証記載事項」という。)に従った基幹放送局設備の提供に関する契約(以下「放送局設備供給契約」という。)の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 基幹放送局提供事業者は、認定基幹放送事業者以外の者から放送局設備供給契約の申込みを受けたとき、又は認定基幹放送事業者から認定証記載事項に従わない放送局設備供給契約の申込みを受けたときは、これを承諾してはならない。

(設備の維持)

第二百一十一条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 基幹放送局設備の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすること。

二 基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

(基幹放送の業務の認定等の特例)

第六十二条 総務大臣が認定放送持株会社の関係会社について第九十三条第一項の規定による認定の審査を行う場合における同項第五号の規定の適用については、同号ただし書中「当該業務に係る」とあるのは「認定放送持株会社の関係会社であることの特性を勘案しつつ、当該業務に係る」と、同号ハ中「ロに掲げる者」とあるのは「ロに掲げる者(申請をした者がその関係会社である場合における認定放送持株会社であつて総務省令で定めるものを除く。)」とする。

2 総務大臣が認定放送持株会社の関係会社について第百四条の規定による認定の取消しをする場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「第九十三条第一項第五号」とあるのは、「第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第五号」とする。

3 総務大臣が認定放送持株会社の関係会社について電波法第七条第二項の規定による審査を行う場合における同項第四号ロの規定の適用については、同号ロ中「放送法第九十三条第一項第五号」とあるのは、「放送法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三条第一項第五号」とする。

4 総務大臣が認定放送持株会社の関係会社について電波法第七十六条第四項の規定による免許の取消しをする場合における同項第五号の規定の適用については、同号中「第七条第二項第四号ロ」とあるのは、「放送法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三条第一項第五号」とする。

(関係会社の責務)

第六十三条 認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者(その基幹放送に係る放送対象地域が全国である者を除く。)は、国内基幹放送の放送番組の編集に当たっては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めるものとする。

(議決権の保有制限)

第六十四条 認定放送持株会社の株主名簿に記載され、又は記録されている一の者が有する株式(その者の子会社その他その者と総務省令で定める特別の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されているものが有する当該認定放送持株会社の株式を含む。以下この項において「特定株式」という。)の全てについて議決権を有することとした場合にその者の有することとなる議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとなるときは、特定株主(特定株式のうち、その議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。)は、当該株式についての議決権を有しない。

2 前項の保有基準割合は、第九十一条第二項各号に掲げる事項を勘案して十分の一以上

三分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合をいう。

(業務の停止)

第百七十四条 総務大臣は、放送事業者（特定地上基幹放送事業者を除く。）がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、放送の業務の停止を命ずることができる。

(資料の提出)

第百七十五条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。

(適用除外等)

- 第百七十六条 この法律の規定は、受信障害対策中継放送（電波法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下この条において同じ。）
、車両、船舶又は航空機内において有線電気通信設備を用いて行われる放送その他その役務の提供範囲、提供条件等に照らして受信者の利益及び放送の健全な発達を阻害するおそれがないものとして総務省令で定める放送については、適用しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第九十一条の規定は、受信障害対策中継放送についても適用する。
 - 3 第一項の規定にかかわらず、受信障害対策中継放送は、これを受信障害対策中継放送を行う者が受信した基幹放送事業者の放送とみなして、第九条第一項、第十一条、第十二条、第百四十七条第一項及び第百五十七条の規定を適用する。
 - 4 第一項の規定にかかわらず、第六十四条の規定は、同項の規定の適用を受ける放送であつて、協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をするものについても適用する。
 - 5 第四条から第十条まで、第十二条から第十四条まで及び第百六条から第百十条までの規定は、他の基幹放送事業者の基幹放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にそれらの再放送をする放送（第一項の規定の適用を受ける放送を除く。）については、適用しない。

(電波監理審議会への諮問)

第百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

- 二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第九項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第十項（実施基準の認可）、同条第十九項（任意的業務の認可）、第二十二条（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第二十二条の二（関連事業持株会社への出資の認可）、第二十二条の三第一項若しくは第三項（関連事業出資計画の認定）、第六十四条第二項及び第三項（受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第七十三条の二第二項ただし書（還元目的積立金の取崩しに係る認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可）、第百十六条の四第一項（経営基盤強化計画の認定）、第百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第百六

十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三～五 （略）

- 2 前項各号（第四号を除く。）の事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

○放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）

（番組基準等の公表）

第四条 法第五条第二項及び第六条第六項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の公表は、放送事業者が行う放送に係る放送対象地域（法第九十一条第二項第二号の放送対象地域をいう。以下同じ。）又は業務区域（法第二百二十六条第二項第四号の業務区域をいう。以下同じ。）において、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 当該放送事業者が行う放送
 - 二 当該事項を記載した書面の当該放送事業者の各事務所への備置き
 - 三 インターネットの利用その他のできるだけ多くの公衆が知ることができる方法
- 2～6 （略）

（テレビジョン放送による基幹放送を行う放送事業者以外の放送事業者の審議機関の委員の員数）

第六条 法第七条第一項の総務省令で定める七人未満の員数は、五人とする。

（認定の申請）

第六十一条 基幹放送の業務の認定の申請は、次の各号に掲げる基幹放送の区分に応じ、当該各号に定める項目ごとに行わなければならない。

- 一 地上基幹放送の種類ごと、放送対象地域ごと、かつ、放送系（法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。以下同じ。）ごと
- 二・三 （略）

（間接に占められる議決権の割合）

第六十二条 法第九十三条第一項第七号ホに規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号ホ（1）に掲げる者（以下この条において「外国法人等」という。）について、地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者（当該業務を行おうとする者を含む。以下この条において「地上基幹放送事業者等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ホ（2）に掲げる者（当該地上基幹放送事業者等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。）が直接占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合とする。

- 2 前項の場合において、一の外資系日本法人につき外国法人等が二以上ある場合であつて、そのうち一の外国法人等が占める当該外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、他の外国法人等について当該一の外資系日本法人に係る計算をすることを要しない。
- 3 一の外国法人等が地上基幹放送事業者等の議決権を有する二以上の法人（当該地上基幹放送事業者等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。）又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合（当該法人又は団体が占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合が千分の一以上であるものに限る。）を用いて前二項の規定により計算し、これらを合算した割合が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該合算した割合を間接に占められる議決権の割合とする。

- 4 地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体をその子会社等（議決権の二分の一を超える割合を一の法人又は団体に占められる法人又は団体をいう。以下この項において同じ。）とする一の外国法人等がある場合（当該一の外国法人等の子会社等が、地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体でない場合であつて、当該子会社等が子会社等である他の法人又は団体を通じて当該地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有するときを含む。）は、当該地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体を当該一の外国法人等とみなして前三項の規定を適用する。
- 5 法第一百六条第一項に規定する基幹放送事業者（認定基幹放送事業者に限る。）である地上基幹放送事業者等が、同項若しくは同条第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同条第三項に規定する株式会社である地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体（地上基幹放送事業者等の議決権の十分の一以上を占める者（当該地上基幹放送事業者等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。）に限る。）に対し、書面又は電子情報処理組織（地上基幹放送事業者等の使用に係る電子計算機と照会を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの地上基幹放送事業者等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。
- 6 地上基幹放送事業者等は、第三項及び第四項の規定に基づく計算をするべき事実があることを知つたときは、速やかにその旨を総務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定に基づく計算は当該報告をした日にされたものとする。

第六十三条 法第九十三条第一項第七号ホ(2)の総務省令で定める割合は、前条のとおりとする。

（申請書）

第六十四条 法第九十三条第二項に規定する申請書の様式は、別表第六号に掲げるとおりとする。

（添付書類等）

第六十五条 法第九十三条第三項の事業計画書の様式は別表第七号に掲げるとおりとし、同項の事業収支見積書の様式は別表第八号に掲げるとおりとする。

- 2 法第九十三条第三項の総務省令で定める書類は、別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力及び別表第十号の様式による基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用（地上基幹放送の場合に限る。）とする。

（公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務）

第六十六条 法第九十三条第四項の総務省令で定める特別な基幹放送の業務は、次に掲げるものとする。

- 一 協会又は学園の基幹放送の業務
- 二 内外放送の業務
- 三 多重放送の業務（次号及び第五号に掲げるものを除く。）
- 四 臨時目的放送の業務
- 五 コミュニティ放送（法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。）

以下同じ。)の業務

六 地上基幹放送試験局（電波法施行規則第四条第一項第三号に規定する地上基幹放送試験局をいう。）又は放送を行う実用化試験局を用いて行う基幹放送の業務（第一号及び第三号から第五号までに掲げるものを除く。）であつて、認定の更新の申請に係るもの

（不適法な申請書等）

第六十七条 基幹放送の業務の認定の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは申請者に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う基幹放送の業務の認定以外の基幹放送の業務に関する申請の場合に準用する。

（認定の更新の申請）

第七十四条 地上基幹放送の業務の認定の更新を申請しようとする者は別表第十五号の様式の更新申請書を、衛星基幹放送の業務の認定の更新を申請しようとする者は別表第十六号の様式の更新申請書を、移動受信地上基幹放送の業務の認定の更新を申請しようとする者は別表第十六号の二の様式の更新申請書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる基幹放送の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 地上基幹放送別表第六号から別表第十号までの様式による書類

二 （略）

（認定の更新の申請の期間）

第七十五条 基幹放送の業務（法第九十三条第四項の規定の適用を受けるものを除く。）の認定の更新の申請は、認定の失効前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。

（緊急警報信号の使用）

第八十二条 認定基幹放送事業者及び一般放送事業者（地上一般放送の業務を行う者に限る。次項において同じ。）は、次の表の上欄に掲げる場合において、災害の発生の予防又は被害の軽減に役立つようにするため必要があると認めるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急警報信号を前置して放送をすることができる。

区別	前置する緊急警報信号
一 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条第一項の規定により警戒宣言が発せられたことを放送をする場合	第一種開始信号
二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十七条（大規模地震対策特別措置法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により求められた放送を行う場合	
三 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条第一項の規定による津波警報又は同法第十三条の二第一項の規定による津波特別警報が発せられたことを放送をする場合	第二種開始信号

2 認定基幹放送事業者及び一般放送事業者は、前項に規定する緊急警報信号を前置し

て放送をしたときは、速やかに終了信号を送らなければならない。

3 緊急警報信号は、前二項に規定する場合のほかは使用してはならない。

(適用の範囲)

第百二条 法第百十一条第一項の技術基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）及び法第百二十一条第一項の技術基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）は、この款の定めるところによる。

(定義)

第百三条 この款において使用する用語は、次の定義に従うものとする。

- 一 「親局」とは、放送対象地域ごとの放送系のうち最も中心的な機能を果たす基幹放送局であつて、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の表に掲げる親局のことをいう。
- 二 「プラン局」とは、親局以外の基幹放送局のうち、基幹放送用周波数使用計画の表に掲げる中継局のことをいう。
- 三 「その他の中継局」とは、親局及びプラン局以外の基幹放送局をいう。

(予備機器等)

第百四条 番組送出設備、中継回線設備（送信空中線系及び受信空中線系を除く。）、地球局設備（送信空中線系を除く。）及び放送局の送信設備（送信空中線系を除く。）の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障（以下「損壊等」という。）の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、他に放送を継続する手段がある場合は、この限りでない。

(故障検出)

第百五条 番組送出設備、中継回線設備、地球局設備及び放送局の送信設備（以下この款において「放送設備」という。）は、電源供給停止、動作停止、動作不良（誤設定によるものを含む）その他放送の業務に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊等の発生時には、これを直ちに検出し、当該放送設備を運用する者に通知する機能を備えなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ず同項に規定する機能を備えることができない放送設備は、損壊等の発生時にこれを目視又は聴音等により速やかに検出し、当該放送設備を運用する者に通知することが可能となる措置を講じなければならない。

(試験機器及び応急復旧機材の配備)

第百六条 放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

- 2 放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の損壊等が発生した場合における応急復旧工事、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

(耐震対策)

第百七条 放送設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられなければならない。

- 2 放送設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、

構成部品の固定その他の耐震措置が講じられたものでなければならない。

- 3 その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備に関しては、前二項の耐震措置は、大規模な地震を考慮したものでなければならない。

(機能確認)

第一百八条 放送設備の機器の機能を代替することができる第一百四条に規定する予備の機器は、定期的に機能確認等の措置が講じられていなければならない。

- 2 放送設備の電源設備は、定期的に電力供給状況の確認等の措置が講じられていなければならない。

(停電対策)

第一百九条 放送設備は、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置が講じられなければならない。

- 2 前項の規定に基づく自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、必要な量の備蓄又は補給手段の確保に努めなければならない。

(送信空中線に起因する誘導対策)

第一百十条 送信空中線に近接した場所に設置する放送設備、工作物、工具その他送信空中線に近接した場所に設置するものは、送信空中線からの電磁誘導作用による影響を防止する措置が講じられていなければならない。

(防火対策)

第一百一十一条 放送設備を収容し、又は設置する機器室は、自動火災報知設備及び消火設備の適切な設置その他これに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

(屋外設備)

第一百十二条 屋外に設置する空中線（給電線を含む。）及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置するための工作物（次条の建築物を除く。次項において「屋外設備」という。）は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものでなければならない。

- 2 屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置されなければならない。

(放送設備を収容する建築物)

第一百十三条 放送設備を収容し、又は設置する建築物は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 当該放送設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。
- 二 当該放送設備が安定に動作する環境を維持することができること。
- 三 当該放送設備を収容し、又は設置する機器室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に放送設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。

(耐雷対策)

第一百十四条 放送設備は、落雷による被害を防止するための耐雷トランスの設置その他の措置が講じられていなければならない。

(サイバーセキュリティの確保)

第百十五条の二 放送設備及び当該放送設備を維持又は運用するために必要な設備は、当該放送設備によって行われる放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保のために必要な措置が講じられていなければならない。

(中波放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例)

第百十六条 第百五条第二項、第百十二条及び百十五条の規定は、中波放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

- 2 第百五条第二項及び百十五条の規定は、中波放送の業務に用いられる親局への送信に係る中継回線設備及び親局に係る放送局の送信設備について適用しない。
- 3 第百七条第三項及び百十五条の規定は、中波放送の業務に用いられるプラン局への送信に係る中継回線設備及びプラン局に係る放送局の送信設備について適用しない。
- 4 第百四条、第百七条、第百八条、第百十一条、第百十二条第二項及び百十五条の規定は、中波放送の業務に用いられるその他の中継局への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

(短波放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例)

第百十七条 第百五条第二項、第百十二条及び第百十五条の規定は、短波放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

- 2 第百五条第二項及び第百十五条の規定は、短波放送の業務に用いられる親局への送信に係る中継回線設備について適用しない。
- 3 第百五条第二項、第百七条第三項、第百九条及び第百十五条の規定は、短波放送の業務に用いられる親局に係る放送局の送信設備について適用しない。
- 4 第百四条、第百七条から第百九条まで、第百十二条及び第百十五条の規定は、短波放送の業務に用いられるプラン局への送信に係る中継回線設備について適用しない。
- 5 第百四条、第百七条から第百九条まで及び第百十五条の規定は、短波放送の業務に用いられるプラン局に係る放送局の送信設備について適用しない。

(超短波放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例)

第百十八条 第百五条第二項、第百十二条及び第百十五条の規定は、超短波放送（コミュニティ放送を除く。以下この条において同じ。）の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

- 2 第百五条第二項及び第百十五条の規定は、超短波放送の業務に用いられる親局及びプラン局への送信に係る中継回線設備並びに親局及びプラン局に係る放送局の送信設備について適用しない。
- 3 第百四条、第百七条から第百九条まで、第百十一条、第百十二条第二項及び第百十五条の規定は、超短波放送の業務に用いられるその他の中継局への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。
- 4 前三項の規定は、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送（コミュニティ放送の多重放送であるものを除く。）の業務に用いられる電気通信設備について準用する。

(テレビジョン放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例)

第百二十条 第百五条第二項、第百十二条及び第百十五条の規定は、地上基幹放送のうち、テレ

ビジョン放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

- 2 第二百五条第二項及び第百十五条の規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送の業務に用いられる親局への送信に係る中継回線設備及び親局に係る放送局の送信設備について適用しない。
- 3 第百七条第三項及び第百十五条の規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送の業務に用いられるプラン局（テレビジョン放送の業務に用いられるプラン局へ放送波により中継する中継局又はテレビジョン放送の業務に用いられる複数のその他の中継局へ放送波により中継する中継局のうち当該複数のその他の中継局の放送区域の全体が同一の放送対象地域におけるプラン局の平均的な放送区域と同等となるもの（以下「みなしプラン局」という。）を含む。以下この項において同じ。）への送信に係る中継回線設備及びプラン局に係る放送局の送信設備について適用しない。
- 4 第百四条、第百七条、第百八条、第百十一条、第百十二条第二項及び第百十五条の規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送の業務に用いられるその他の中継局（みなしプラン局を除く。以下この項において同じ。）への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

（書類の提出等）

第二百十六条 （略）

- 2 前項の規定にかかわらず、法（第九十三条、第九十六条から第九十八条まで、第百十六条の二及び第百七十五条の規定に限る。）又はこの省令（第六十一条、第六十四条、第六十五条、第七十四条、第七十六条から第七十九条まで及び第九十一条の二の規定に限る。）の規定により地上基幹放送及び移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送に限る。）に係る申請等を行う者は、当該規定に定める書類一通及びその写し二通を当該申請等を行い、又は行おうとする放送の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が写しの提出部数を減じたときは、この限りでない。
- 3 総務大臣は、前項の書類を受理したときは、その写し一通について提出書類の写しであることを証明して提出した者に返すものとする。
- 4 （略）

（電磁的方法により記録することができる書類等）

- 第二百十七条 この省令の規定に基づき作成する書類及び総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により作成し及び提出することができる。
- 2 前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

○基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成27年総務省令第26号）

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 取締役会設置会社 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第七号に規定する取締役会設置会社をいう。
- 二 指名委員会等設置会社 会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等設置会社をいう。
- 三 業務執行取締役 会社法第二条第十五号イに規定する業務執行取締役をいう。
- 四 持分会社 会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。
- 五 理事会設置一般社団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十六条第一項に規定する理事会設置一般社団法人をいう。
- 六 業務執行理事 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十一条第一項第三号に規定する業務執行理事をいう。
- 七 学校法人 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。
- 八 社会福祉法人 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。
- 九 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。
- 十 宗教法人 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第四条第二項に規定する宗教法人をいう。
- 十一 中小企業等協同組合 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三条に規定する中小企業等協同組合をいう。
- 十二 民法組合 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合をいう。
- 十三 業務執行役員 定款に特別の定めがある場合その他これに準ずる特別の事情がある場合を除き、次のイからルまでに掲げる法人又は団体の区分に応じ、当該イからルまでに定める者をいう。
 - イ 株式会社 次に定める者
 - (1) 株式会社（取締役会設置会社を除く。） 取締役
 - (2) 取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。） 業務執行取締役
 - (3) 指名委員会等設置会社 執行役
 - ロ 持分会社 社員
 - ハ 一般社団法人 次に定める者
 - (1) 一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。） 理事
 - (2) 理事会設置一般社団法人 業務執行理事
 - ニ 一般財団法人 業務執行理事
 - ホ 学校法人 理事
 - ヘ 社会福祉法人 理事
 - ト 特定非営利活動法人 理事
 - チ 宗教法人 代表役員
 - リ 中小企業等協同組合 代表理事
 - ヌ 民法組合 組合員
 - ル その他の法人又は団体 イからヌまでに定める者に準ずる者
- 十四 業務執行決定役員 定款に特別の定めがある場合その他これに準ずる特別の事情がある場合を除き、次のイからルまでに掲げる法人又は団体の区分に応じ、当該イからルまでに定める者をいう。
 - イ 株式会社 取締役
 - ロ 持分会社 社員

- ハ 一般社団法人 理事
- ニ 一般財団法人 理事
- ホ 学校法人 理事
- ヘ 社会福祉法人 理事
- ト 特定非営利活動法人 理事
- チ 宗教法人 責任役員
- リ 中小企業等協同組合 理事
- ヌ 民法組合 組合員
- ル その他の法人又は団体 イからヌまでに定める者に準ずる者
- 十五 一般社団法人等 一般社団法人、一般財団法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、宗教法人その他これらに準ずる法人又は団体をいう。
- 十六 申請者 基幹放送の業務を行うことについて法第九十三条第一項の認定の申請をする者又は電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定により特定地上基幹放送局の免許の申請をする者をいう。
- 十七 申請者等 一の者（申請者又は申請者に対して支配関係を有する者をいう。）及び当該一の者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者（当該一の者が申請者に対して支配関係を有する者である場合にあっては、申請者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者を含む。）から成る集団（申請者に対して支配関係を有する者及び申請者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者がいない場合にあっては、申請者）をいう。
- 十八 子会社 法第百五十八条第一項に規定する子会社をいう。
- 十九 関係会社 法第百五十八条第二項に規定する関係会社をいう。
- 二十 認定放送持株会社等 申請者等であって、申請者を関係会社とする認定放送持株会社を第十七号に規定する一の者とするものをいう。
- 二十一 特定議決権保有関係 一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十二号イに規定する特別の関係にある者が地上基幹放送の業務を行う者の議決権の十分の一を超え三分の一以下の議決権を有する場合における当該一の者と当該地上基幹放送の業務を行う者の関係をいう。
- 二十二 放送対象地域 法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。
- 二十三 放送系 法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。
- 二十四 広域放送 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第五号（注）八に規定する広域放送をいう。
- 二十五 県域放送 放送法施行規則別表第五号（注）九に規定する県域放送をいう。
- 二十六 コミュニティ放送 放送法施行規則別表第五号（注）十に規定するコミュニティ放送をいう。
- 二十七 外国語放送 放送法施行規則別表第五号（注）十一に規定する外国語放送をいう。
- 二十八 市区町村 市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあっては、区）をいう。
- 二十九 ラジオ放送 中波放送、短波放送及び超短波放送をいう。
- 三十 超高精細度テレビジョン放送 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二条第一項第二十八号の三の二に規定する超高精細度テレビジョン放送をいう。
- 三十一 データ放送 電波法施行規則第二条第一項第二十八号の四に規定するデータ放送をいう。
- 三十二 臨時目的放送 法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送をいう。
- 三十三 放送大学学園 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。
- 三十四 放送衛星業務用の周波数 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第三十号の規定に基づき我が国に割り当てられた十一・七ギガヘルツから十二・二ギガヘルツまでの放送衛星業務に使用される周波数をいう。

三十五 トランスポンダ数 次に掲げる数を合計した数をいう。

イ 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第六章第二節に定める狭帯域伝送方式による放送については、各放送に係る一秒における伝送容量（誤り訂正等を含む。以下同じ。）又は一秒における基準伝送容量（使用する伝送容量が瞬間ごとに変動する場合において、基準となる伝送容量をいう。以下同じ。）をデジタル放送の標準方式第七十条第二項に定める伝送速度で除した数

ロ デジタル放送の標準方式第六章第四節に定める高度狭帯域伝送方式による放送については、各放送に係る一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量をデジタル放送の標準方式第七十九条第二項に定める伝送速度で除した数

ハ デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に定める広帯域伝送方式による放送については、各放送に係る一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数（使用するシンボル数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるシンボル数をいう。以下同じ。）をデジタル放送の標準方式第五十二条第三項に定める通信速度で除した数

ニ デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める高度広帯域伝送方式による放送については、各放送に係る一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数をデジタル放送の標準方式第五十九条第三項に定める通信速度で除した数

ホ イからニまでに掲げる伝送方式以外の伝送方式による放送については、当該イからニまでに掲げる方法に準ずる方法で算出した数

三十六 セグメント数 次のイ又はロに掲げる放送の区分に応じ、当該イ又はロに定める数をいう。

イ デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送 デジタル放送の標準方式第十一条第三項に定めるOFDMフレームに含まれるOFDMセグメントの数（使用するセグメント数が瞬間ごとに変動する場合においては、基準となるセグメント数）

ロ デジタル放送の標準方式第四章第二節に定める放送 デジタル放送の標準方式第二十八条第二項に定めるOFDMフレームに含まれるOFDMセグメントの数（使用するセグメント数が瞬間ごとに変動する場合においては、基準となるセグメント数）

三十七 国内基幹放送事業者 法第百十六条の三第一項に規定する国内基幹放送事業者をいう。

三十八 認定経営基盤強化計画 法第百十六条の四第四項に規定する認定経営基盤強化計画をいう。

（特定役員の定義）

第三条 法第二条第三十一号の総務省令で定める者は、業務執行役員及び業務執行決定役員とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第二条第三十一号の法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行う者であり、かつ、当該法人又は団体の業務執行決定役員であって業務執行役員でない者の数の当該法人又は団体の業務執行決定役員の総数に占める割合が三分の一を超えない場合における当該業務に係る同号の総務省令で定める者は、業務執行役員とする。

（特別の関係）

第四条 法第二条第三十二号イの総務省令で定める特別の関係は、次のいずれかに該当する関係とする。

一 一の者が有する法人又は団体（一般社団法人等を除く。以下この号において同じ。）の議決権の数の当該法人又は団体の議決権の総数に占める割合が二分の一を超える場合における当該一の者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該法人又は団体（以下この条において「被支配法人等」という。）との関係

二 一の法人又は団体の特定役員で他の法人又は団体（一般社団法人等に限る。以下この号において同じ。）の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は団体の特定役

員の総数に占める割合が二分の一を超える場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係

- 2 被支配法人等が有する他の法人又は団体（一般社団法人等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の数の当該他の法人又は団体の議決権の総数に占める割合が二分の一を超える場合には、当該他の法人又は団体も、支配株主等の被支配法人等とみなして前項第一号の規定を適用する。

（支配関係に該当する議決権の占める割合）

第五条 法第二条第三十二号イの総務省令で定める割合は、十分の一とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第二条第三十二号イの一の者が地上基幹放送の業務に係る次のいずれかに該当する者であり、かつ、同号イの法人又は団体が当該地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複しない放送対象地域において地上基幹放送の業務を行う者である場合における当該業務に係る同号イの総務省令で定める割合は、三分の一とする。

一 申請者

- 二 一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十二号イに規定する特別の関係にある者が有する申請者の議決権の数の当該申請者の議決権の総数に占める割合が十分の一を超える場合における当該一の者（認定放送持株会社を除く。）

- 3 第一項の規定にかかわらず、法第二条第三十二号イの法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行う者である場合における当該業務に係る同号イの総務省令で定める割合は、三分の一とする。

（支配関係に該当する兼任役員の占める割合）

第六条 法第二条第三十二号ロの総務省令で定める割合は、五分の一とする。

（法第二条第三十二号ハに定める場合）

第七条 法第二条第三十二号ハの総務省令で定める場合は、一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が他の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合とする。

（通則）

第八条 法第九十三条第一項第五号ただし書（法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の総務省令で定める場合は、申請者等（二以上の者が申請者に対して支配関係を有する場合にあっては、当該二以上の者ごとの申請者等）が次の各号のいずれにも適合する場合（当該申請者等が認定放送持株会社等である場合にあっては、当該認定放送持株会社等が次の各号のいずれにも適合する場合又は当該認定放送持株会社等に係る認定放送持株会社が次条各号のいずれにも適合する場合）とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要であると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

- 一 申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が一を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 当該テレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域が重複しないこと。

ロ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が九を超えないこと。

- 二 申請者等がラジオ放送（コミュニティ放送を除く。以下この号において同じ。）による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が四を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 当該ラジオ放送による地上基幹放送の業務に係る一の放送対象地域の全部又は一部において申請者等がラジオ放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計（ロの放送系の数の合計に含まれるものを除く。）にロの放送系の数の合計を加えた数が、いずれの放送対象地域においても九を超えないこと。

- ロ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がラジオ放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が九を超えないこと。
- ハ 当該ラジオ放送による地上基幹放送の業務に係る一の放送対象地域の全部又は一部において申請者等がラジオ放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が、いずれの放送対象地域においても四を超えないこと。
- 三 申請者等がラジオ放送（コミュニティ放送に限る。以下この号において同じ。）による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が一を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
 - イ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等が一の都道府県においてラジオ放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が一を超える場合にあっては、それらの放送系に係る放送対象地域がいずれも特定の一の市区町村の区域をその全部又は一部とするものであること。
 - ロ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がラジオ放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系に係る放送対象地域の全部又は一部を含む都道府県の数九を超えないこと。
- 四 申請者等にラジオ放送（コミュニティ放送を除く。）による地上基幹放送の業務を行う者及びラジオ放送（コミュニティ放送に限る。）による地上基幹放送の業務を行う者のいずれもが属する場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
 - イ 当該ラジオ放送（コミュニティ放送を除く。）による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と当該ラジオ放送（コミュニティ放送に限る。）による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域とが重複しないこと。
 - ロ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等にラジオ放送（コミュニティ放送を除く。）による地上基幹放送の業務を行う者又はラジオ放送（コミュニティ放送に限る。）による地上基幹放送の業務を行う者のいずれかが属さないこと。
- 五 申請者等に係る第二条第十七号に規定する一の者がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有し、かつ、当該一の者がそれらのテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複する放送対象地域においてラジオ放送（全国放送を除く。以下この号において同じ。）による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はラジオ放送による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあっては、当該一の者が当該重複する地域において新聞社を自ら経営し、又は新聞社を経営する者に対して支配関係を有するものでないこと。ただし、当該重複する地域において、他に基幹放送事業者、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者がある場合であって、当該一の者（当該一の者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者を含む。）がニュース又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれがないときは、この限りでない。
- 六 申請者等が衛星基幹放送の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
 - イ 申請者等が衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送を除く。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。
 - ロ 申請者等が衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送に限る。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。
- 七 申請者等に地上基幹放送の業務を行う者及び衛星基幹放送の業務を行う者のいずれもが属する場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
 - イ 一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十二号イに規定する特別の関係にある者が有する衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下このイにおいて同じ。）の業務を行う者の議決権の数の当該衛星基幹放送の業務を行う者の議決権の総数に占める割合が三分の一を超え二分の一以下の場合における当該一の者と当該衛星基幹放送の業務を行う者の関係を支配関係に該当しない

- ものとみなした場合に、申請者等に地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者のいずれかが属さないこと。
- ロ 申請者等が衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものを除く。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が二を超えないこと。
- 八 申請者等が移動受信地上基幹放送（全国放送に限る。）の業務に関し使用するセグメント数の合計が十三を超えないこと。
- 九 申請者等が移動受信地上基幹放送（広域放送又は県域放送に限る。以下この号において同じ。）の業務に関し使用するセグメント数の合計が一の放送対象地域において六を超えず、かつ、次のいずれにも該当すること。
- イ 当該移動受信地上基幹放送の業務に係る放送対象地域の数が二を超えないこと。
 - ロ 当該移動受信地上基幹放送の業務に係る放送対象地域の数が二である場合にあっては、これらの放送対象地域が隣接すること。
- 十 申請者等に、次のいずれかに該当する者が属さないこと。
- イ 地上基幹放送（テレビジョン放送及びラジオ放送を除く。）の業務を行う者
 - ロ 移動受信地上基幹放送（全国放送、広域放送及び県域放送を除く。）の業務を行う者
 - ハ 日本放送協会又は放送大学学園

（認定放送持株会社であって総務省令で定めるもの）

- 第九条 法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第五号ハの認定放送持株会社であって総務省令で定めるものは、次の各号のいずれにも適合する認定放送持株会社とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。
- 一 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が前条各号（第一号ロ、第二号イ及びロ、第三号、第四号ロ並びに第七号イを除く。）のいずれにも適合すること。
 - 二 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第一号ロ、第二号イ及びロ、第三号並びに第四号ロのいずれにも適合する場合は、この限りでない。
 - イ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が、二以上の放送系に係る地上基幹放送の業務を自ら行うものでないこと。
 - ロ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が、当該地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複する放送対象地域において地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有しないこと。
 - ハ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が、他の地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有しないこと。
 - 三 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第七号イに適合する場合は、この限りでない。
 - イ 衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下この号において同じ。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
 - (1) 衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送を除く。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えないこと。
 - (2) 衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送に限る。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えないこと。
 - ロ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が衛星基幹放送の業務を自ら行うものでないこと。
 - ハ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して支配関係を有しないこと。
 - 四 基幹放送の業務を行う者（当該認定放送持株会社の子会社を除く。）の特定役員で当該認定放送持株会社の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該認定放送持株会社の特定役員の総数に占める割合が五分の一を超えないこと。

五 基幹放送の業務を行う者（当該認定放送持株会社の子会社を除く。）の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が当該認定放送持株会社の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねないこと。

（認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合の特例）

第十条 一の法人又は団体が認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（その国内基幹放送の業務に係る放送対象地域が法第百十六条の二第一項に規定する指定放送対象地域であるものに限る。）に対して当該認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合における当該一の法人又は団体を第二条第十七号に規定する一の者とする申請者等に対する前二条の規定の適用については、当該特例役員兼任関係は、支配関係に該当しないものとみなす。

2 前項の特例役員兼任関係とは、同項の一の法人又は団体の特定役員で同項の国内基幹放送事業者の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該国内基幹放送事業者の特定役員の総数に占める割合が五分の一を超え三分の一以下である場合における当該一の法人又は団体と当該国内基幹放送事業者の関係をいう。

（経営困難状態等に係る特例）

第十一条 地上基幹放送の業務を行う者又は当該者に対して支配関係を有する者（認定放送持株会社及びその関係会社を除く。以下この条において「支配株主等」という。）が他の地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合で、かつ、当該他の地上基幹放送の業務を行う者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該支配株主等を第二条第十七号に規定する一の者とする申請者等に対する第八条（第一号から第五号までに係る部分に限る。）の規定の適用については、当該他の地上基幹放送の業務は、地上基幹放送の業務に該当しないものとみなす。

一 当該他の地上基幹放送の業務に係る認定等（地上基幹放送の業務の認定又は特定地上基幹放送局の免許をいう。以下この条において同じ。）の有効期間中に次に掲げる事項のいずれかに該当したこと（当該認定等の時より前の時に次に掲げる事項のいずれかに該当したことがある場合には、当該支配株主等が当該他の地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有しないことにより当該他の地上基幹放送の業務を行う者が次の認定更新等（地上基幹放送の業務の認定の更新又は特定地上基幹放送局の再免許をいう。以下この条において同じ。）の時までに当該業務を維持することが困難になるおそれがある財政状態にある場合に限る。）。

イ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の更生手続開始の決定を受けていること。

ロ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の再生手続開始の決定を受けていること。

ハ 債務超過の状態が二年間継続しており、かつ、債務超過の状態にある事業年度を含む連続する三以上の事業年度において経常損失が生じていること。

二 当該他の地上基幹放送の業務に係る直近の認定更新等の時に前号に規定する財政状態にある場合に該当しており、かつ、当該財政状態にある場合に該当すること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該他の地上基幹放送の業務に係る直近の認定更新等の時に第一号又は前号のいずれかに該当するもの（第一号に該当する場合には、同号に規定する財政状態にある場合に限る。）として当該基幹放送の業務に係る認定更新等を受けていること。

2 前項に規定する他の地上基幹放送の業務を行う者は、その者の財政状態を証する書類を総務大臣に提出し、その財政状態が同項第一号ハに掲げる事項に該当していることについて、総務大臣の確認を受けることができる。

（第九条第二号の規定の適用に係る特例）

第十二条 認定放送持株会社等にテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う者及びラジオ放送による地上基幹放送の業務を行う者のいずれもが属する場合は、当該認定放送持株会社等に対する第九条第二号の規定の適用については、同号イからハまでの規定中

「こと」とあるのは、「こと。ただし、当該地上基幹放送の業務のうち一方がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務であり、かつ、他方がラジオ放送による地上基幹放送の業務である場合は、この限りでない」とする。

- 2 認定放送持株会社等が第八条第一号の規定に適合する場合は、当該認定放送持株会社等に対する第九条第二号の規定の適用については、同号イ及びハの規定中「こと」とあるのは、「こと。ただし、当該地上基幹放送の業務がいずれもテレビジョン放送による地上基幹放送の業務である場合は、この限りでない」とする。
- 3 認定放送持株会社等が第八条第二号の規定に適合する場合は、当該認定放送持株会社等に対する第九条第二号の規定の適用については、同号イからハまでの規定中「こと」とあるのは、「こと。ただし、当該地上基幹放送の業務がいずれもラジオ放送（コミュニティ放送を除く。）による地上基幹放送の業務である場合は、この限りでない」とする。
- 4 認定放送持株会社等が第八条第三号の規定に適合する場合は、当該認定放送持株会社等に対する第九条第二号の規定の適用については、同号イからハまでの規定中「こと」とあるのは、「こと。ただし、当該地上基幹放送の業務がいずれもラジオ放送（コミュニティ放送に限る。）による地上基幹放送の業務である場合は、この限りでない」とする。

（第八条第七号イ及び第九条第三号ハの規定の適用に係る特例）

第十三条 第八条第七号イ及び第九条第三号ハの規定の適用については、同一の認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して法第二条第三十二号ロ又はハに規定する関係を有する場合における当該関係は、支配関係に該当しないものとみなす。

（雑則）

第十四条 次に掲げる基幹放送の業務は、第八条及び第九条の規定の適用については、基幹放送の業務に該当しないものとみなす。

- 一 臨時目的放送又は多重放送による基幹放送の業務
 - 二 データ放送による衛星基幹放送の業務であって、専ら次のいずれかの情報を送信するもの
 - イ 放送番組の配列を示す情報
 - ロ 放送法施行規則第七条第一項第六号に規定する情報
- 2 日本放送協会又は放送大学学園を申請者とする申請者等は、第八条の規定の適用については、同条各号に適合するものとみなす。

○基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）

第2 放送法第93条第1項第6号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合（特定地上基幹放送事業者の場合にあつては、電波法第7条第2項第4号ハに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合）

- 1 「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること。
 - (1) 放送法第106条第1項の規定に基づき、放送番組の相互の間の調和を保つこと（総合放送を行うものに限る。）。
 - (2) 放送法第106条第2項の規定に基づき、教育番組の編集及び放送に当たって、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにすること（この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠すること。）。
 - (3) 放送法第108条の規定に基づき、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をすること。
 - (4) 放送法第109条の規定に基づき、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めないこと。
 - (5) 放送法第110条の規定に基づき、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結しないこと。
 - (6) 放送法第163条の規定に基づき、認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者が行う地上基幹放送(全国放送を除く。)の業務については、国内基幹放送の放送番組の編集に当たっては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めること。
 - (7) 地上基幹放送(全国放送を除く。)の業務を行う基幹放送事業者の次に掲げる者(認定放送持株会社の関係会社にあつては、ウに掲げる者)は、できるだけその地上基幹放送の業務に係る放送対象地域に住所を有する者であること。
 - ア 主たる出資者
 - イ 役員
 - ウ 審議機関の委員
- 2 以上のほか、第3の基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標を充足すること。

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数(衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数)の目標

1 総則

- (1) 以下の規定に関しては、電波及び放送に関する法令の定めるところによるほか、次の定義によるものとする。
 - ア 「関東広域圏」とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各区域を併せた区域をいう。
 - イ 「中京広域圏」とは、岐阜県、愛知県及び三重県各区域を併せた区域をいう。
 - ウ 「近畿広域圏」とは、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県各区域を併せた区域をいう。
 - エ 「東北広域圏」とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県各区域を併せた区域をいう。
 - オ 「関東・甲信越広域圏」とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県各区域を併せた区域をいう。
 - カ 「東海・北陸広域圏」とは、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県各区域を併せた区域をいう。
 - キ 「中国・四国広域圏」とは、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県各区域を併せた区域をいう。

ク 「九州・沖縄広域圏」とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の各区域を併せた区域をいう。

(2) 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標は、(3)に定めるものを除き、2に定めるとおとする。

(3) 次のいずれかに該当する基幹放送については、当該基幹放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、個別に必要な基幹放送が実施できるよう措置するものとする。

ア コミュニティ放送

イ データ放送

ウ 臨時かつ一時の目的のための放送

エ 試験放送

オ 衛星基幹放送(次のいずれかに該当する基幹放送を除く。)

(ア) 協会又は学園の衛星基幹放送

(イ) 高精細度テレビジョン放送

(ウ) 超高精細度テレビジョン放送

カ 協会の行う国際放送及び中継国際放送

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1) 地上基幹放送(デジタル放送)

基幹放送の区分			放送対象地域	放送系の数の目標		
テレ ビジ ョン 放 送 (有 料 放 送 を 行 う も の を 除 く。)	高 精 細 度 テ レ ビ ジ ョ ン 放 送	協 会 の 放 送	総合放送	関東広域圏(注)	1	
			広域放送	関東広域圏に属する県を除く道府県の各区域(注)	放送対象地域ごとに1	
		教育放送	全国	1		
	民 間 基 幹 放 送 事 業 者 の 放 送	総 合 放 送	広域放送	関東広域圏	5	
				中京広域圏及び近畿広域圏の各区域	放送対象地域ごとに4	
			県域放送	北海道及び福岡県の各区域並びに岡山県及び香川県の各区域を併せた区域	放送対象地域ごとに5	
				岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、石川県、長野県、静岡県、広島県、愛媛県、長崎県、熊本県及び鹿児島県の各区域	放送対象地域ごとに4	
				青森県、秋田県、富山県、山口県、高知県、大分県及び沖縄県の各区域並びに鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域	放送対象地域ごとに3	
					福井県、山梨県及び宮崎県の各区域	放送対象地域ごとに2
					栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び佐賀県の各区域	放送対象地域ごとに1

(注) 協会の行う総合放送の関東広域圏には、茨城県、栃木県及び群馬県を含まないものとする。

(2) 地上基幹放送(デジタル放送以外の放送)

ア 中波放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系の数の目標
協会の放送	総合放送	広域放送	関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏の各区域
		県域放送	関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏に属する県を除く道県の各区域
	教育放送	全国	1
民間基幹放送事業者の放送(有料放送を行うものを除く。)	広域放送	関東広域圏及び近畿広域圏の各区域	放送対象地域ごとに3
		中京広域圏	2
	県域放送	北海道、福岡県及び沖縄県の各区域	放送対象地域ごとに2
		群馬県、埼玉県、千葉県、愛知県、三重県、大阪府、奈良県、福岡県及び沖縄県を除く府県の各区域(滋賀県及び京都府、鳥取県及び島根県並びに佐賀県及び長崎県については、それぞれの府県の区域を併せた区域)	放送対象地域ごとに1

イ 短波放送

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系の数の目標
民間基幹放送事業者の放送(有料放送を行うものを除く。)	全国	1

ウ 超短波放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系の数の目標
協会の放送	総合放送	都道府県の各区域	放送対象地域ごとに1
民間基幹放送事業者の放送(有料放送を行うものを除く。)	県域放送	北海道、東京都、新潟県、愛知県、大阪府及び福岡県の各区域	放送対象地域ごとに2
		茨城県、新潟県、愛知県、大阪府及び福岡県を除く府県の各区域(鳥取県及び島根県については、両県の区域を併せた区域)	放送対象地域ごとに1
	外国語放送	東京都の特別区の存する区域、名古屋市、大阪市及び福岡市をそれぞれ中心として同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域として	放送対象地域ごとに1

		総務大臣が別に定める区域	
--	--	--------------	--

エ 多重放送

(ア) 超短波音声多重放送

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系の数の目標
民間基幹放送事業者の放送(有料放送を行うものを除く。)	協会又は民間基幹放送事業者の超短波放送の放送対象地域と同じ。	超短波放送1系統につき1

(イ) 超短波文字多重放送

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系の数の目標
民間基幹放送事業者の放送	有料放送を行うものを除く。 協会の超短波放送又は民間基幹放送事業者の超短波放送の放送対象地域と同じ。	超短波放送1系統につき1以上
	有料放送を行うものに限る。 協会の超短波放送又は民間基幹放送事業者の超短波放送の放送対象地域と同じ。	

(3) 衛星基幹放送

(略)

(4) 移動受信用地上基幹放送(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第87号。以下「デジタル放送の標準方式」という。)第4章第1節に定める放送を行うもの)

(略)

(5) 移動受信用地上基幹放送(デジタル放送の標準方式第4章第2節に定める放送を行うもの)

(略)

○放送法関係審査基準（平成23年訓令第30号）

（認定等の基準）

第3条 地上基幹放送の業務の認定等に当たっては、次に掲げる条件（法第116条の4第4項に規定する認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（国内基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。）を行う認定基幹放送事業者に限る。）が法第116条の5第1項本文の規定の適用を受ける場合及び同条第2項各号に掲げる者が同項において読み替えて準用する同条第1項本文の規定の適用を受ける場合にあつては、第4号イ及び第5号を除く。）を満たすものでなければならない。

- (1) 地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
- (2) 認定等を受けようとする者（以下「申請者」という。）が確実にその事業の計画を実施することができること。
- (3) 申請者が設立中の法人であるときは、当該法人の設立が確実であると認められるものであること。
- (4) 地上基幹放送の業務が確実に開始され、かつ、継続的に運営されることを確保するため、経理的基礎が次に適合すること。

ア 事業開始までの所要資金の調達見通し

事業開始までに必要な資金の調達が可能であり、かつ、その方法が適正なものであること。

イ 事業開始以後の継続性

事業収支見積りについては、各年度ごとに費用が適正に算出され、収入は合理的な収入予測を基に算出された内容のものであつて、事業開始以後において継続的な運営を確保するための資金計画に妥当性があること。

- (5) 法第93条第3項に規定する事業計画書及び事業収支見積書等については、その記載内容が認定等を受けようとする地上基幹放送の業務に係る放送対象地域における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、確実にその事業の計画を実施することができるものであること。特に、事業収支見積りにおいて収入が減少傾向にある場合は、事業収支見積りの裏付けとなる費用削減方策が具体的、かつ、適切に記載されていること。
- (6) 地上基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力は、次に適合するものであること。
ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、法第111条第1項の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下この章において「設備維持業務」という。）を確実に実施するため、適正に要員を配置することや緊急時の連絡体制が整備されていること。

イ 設備維持業務に従事する者が当該業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。

- (7) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は、次の要件に適合するものであること。
ア 法第111条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、規則第104条から第114条まで及び第116条から第121条までの規定に従い、別添1に掲げる対策が講じられていること。

イ 法第111条第2項第2号の規定による地上基幹放送の品質に対する措置は、別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。

- (8) 法第93条第1項第5号及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成27年総務省令第26号。以下「自由享有基準」という。）に規定する要件に適合していること。

- (9) 自由享有基準第12条において、次に掲げる地域は隣接する放送対象地域として扱う。
北海道と青森県、千葉県と神奈川県、広島県と愛媛県、福岡県と山口県、兵庫県と徳島県、長崎県と熊本県、鹿児島県と沖縄県

- (10) 自由享有基準第5条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は3分の1を超える議決権を有しているか否かの判定は、次のアからウまでの議決権を合算して行うものとする。

ア 一の者の名義に係る議決権

イ 一の者が自己の計算により議決権を有する場合であつて、その議決権に係る株式の所

有者の名義が異なるときにおける当該議決権

ウ 一の者が、未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。以下同じ。）に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合における当該議決権

- (11) 認定等を行うことが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。
別紙1の基準に合致すること。
- (12) 当該業務を行おうとする者が法第93条第1項第7号イからルまでの各規定に該当しないこと。

（資料の提出）

第4条 この章に規定する審査を行うに当たって必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出を求めるものとする。

別紙1 (第3条関係)

第3条(1)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

- 1 放送番組の編集及び放送は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。
 - (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。
 - (2) 政治的に公平であること。
 - (3) 報道は、事実をまげないですること。
 - (4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
 - (5) テレビジョン放送を行う地上基幹放送の業務（放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）の業務を除く。）又は中波放送若しくは超短波放送を行う地上基幹放送の業務（協会のものに限る。）は、特別な事業計画によるものを除き、次の放送がいずれも行われ、かつ、全ての放送の間に調和が保たれているものであること。
 - ア 教育番組又は教養番組の放送
 - イ 報道を目的として行う放送
 - ウ 娯楽を目的として行う放送
 - (6) テレビジョン放送を行う地上基幹放送の業務（総合放送を行うものに限る。）は、教養番組及び教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、一週間の放送番組中、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保し、放送番組の相互の間の調和を図ること。
- 2 教育的効果を目的とする放送を専ら行う地上基幹放送の業務であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。
 - (1) 一週間の放送時間（補完放送（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第2条第1項第28号の17に規定する補完放送をいう。以下同じ。）であって、テレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の放送番組の放送時間を除く。(1)において同じ。)において、教育番組の放送時間がその50%以上を占めるものであること。この場合において、教育番組の放送時間が100%に満たないものであるときは、その残りの放送時間の大部分が教養番組の放送によって占められるものであること。また、補完放送であって、テレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行うときは、教育番組又は教養番組をできる限り多く設けるものであること。
 - (2) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が当該放送の意図する効果をもたらすために適切なものであること。
 - (3) (1)に規定する放送以外の放送の業務を行うときは、その内容、分量及び配列が(1)に規定する放送の実施に支障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。
- 3・4 (略)
- 5 テレビジョン放送を行う地上基幹放送の業務は、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができ放送番組をできる限り多く設けるものであること。
- 6 申請者（学園及び臨時目的放送の業務を行おうとする者を除く。8において同じ。）は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うものであること。
- 7 6の基準を定め、又は変更した場合には、法第5条第2項の規定により、これを公表するものであること。
- 8 申請者は、法第6条第1項に規定する放送番組審議機関を設置するものであること。
- 9 申請者は、災害に関する放送を行うものであること。また、災害が発生した場合においても、当該放送を確実に実施するための体制を確保する計画を有すること。
- 10 外国語放送の業務を行う地上基幹放送の業務にあつては、国際交流の増進を目的として、外国語による放送を通じて日本人が海外の文化、産業その他の事情を理解すること及び本邦に居住又は滞在する多くの国籍の外国人が我が国の文化、産業その他の事情を理解することに資するものであること。

- 11 地上基幹放送(全国放送を除く。)の業務を行う申請者が認定放送持株会社の関係会社であるときは、国内基幹放送の放送番組の編集に当たっては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めること。
- 12 地上基幹放送(全国放送及びコミュニティ放送を除く。)の業務を行う申請者は、次に掲げる者(認定放送持株会社の関係会社にあつては、ウに掲げる者)が、できるだけその地上基幹放送の業務に係る放送対象地域に住所を有する者でなければならない。
 - ア 主たる出資者
 - イ 役員
 - ウ 審議機関の委員
- 13 その地上基幹放送の業務を行うことにより一の地上基幹放送の放送対象地域内において又は放送対象地域の大部分を共通にして二以上の地上基幹放送の業務を行う者がいることとなる場合に、その地上基幹放送の放送番組が他の地上基幹放送の放送番組と一日の放送時間(補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の放送番組の放送時間を除く。)の3分の1以上完全に同一のものとなつてはならないこと。ただし、次に掲げる地上基幹放送については、この限りでない。
 - (1) 放送の種類を異にする地上基幹放送局を用いて行う地上基幹放送
 - (2) 同一周波数による地上基幹放送局を用いて行う地上基幹放送
 - (3) 試験放送
 - (4) 総務大臣が放送番組及び受信機の状態等によりその地方及び受信者が受ける利益、事業経営の合理性、過去の業績等を参酌し、公益上特に必要があると認められる地上基幹放送
- 14 地上基幹放送の業務(試験放送を行う基幹放送局を用いて行う地上基幹放送の業務を除く。)は、毎日放送を行うものであること。
- 15 (略)
- 16 地上基幹放送の業務の放送の時間であつて、他人の利用に供するものについては、その利用の度合において一部の利用者の独占となるものでないこと。
- 17~24 (略)
- 25 その他
 - (1) 地上基幹放送の業務に用いられる演奏設備は、次のとおりであること。
 - ア 演奏設備とは、主調整装置、演奏室、調整装置等とする。
 - イ 主調整装置が放送対象地域外に設置される場合においては、放送対象地域内にあつる主要な演奏設備がある場所を第1演奏所とする。
 - (2) 中継局の演奏所設備

中継局において、親局と異なる放送番組の放送を行う場合の当該中継局の演奏所は、次のとおりであること。(別図①~⑤参照)

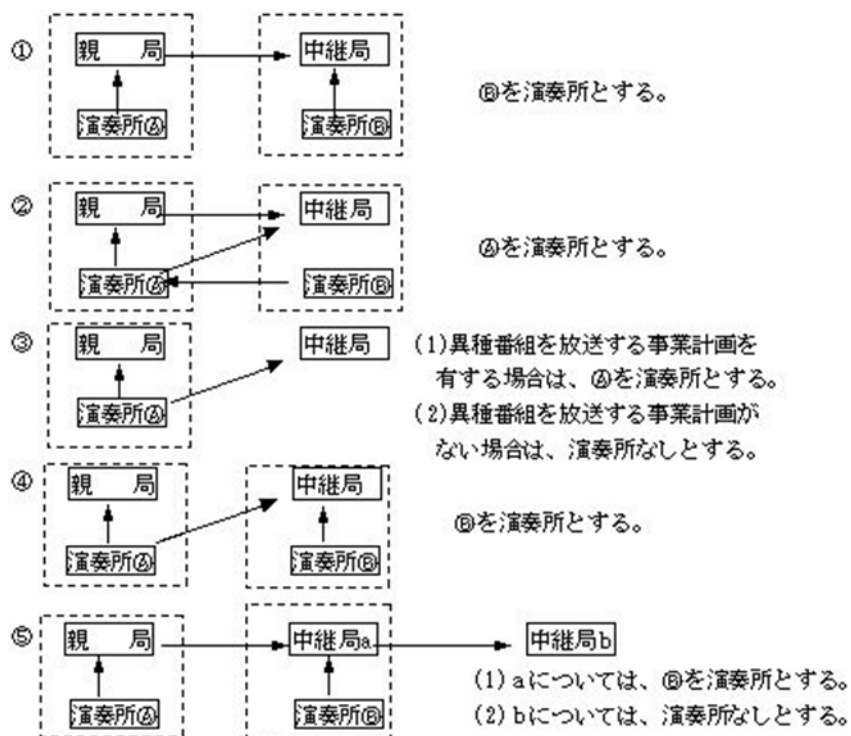
 - ア 親局の演奏設備を利用して親局と異なる放送番組(広告(CM)のみの場合を含む。)を放送する事業計画を有するものであること。(別図③参照)
 - イ 親局の演奏設備から番組の供給を受けるとともに、当該中継局において親局と異なる放送番組の制作をしているものであること。(別図④参照)
 - (3) 緊急警報放送

緊急警報放送は、次のとおりであること。

 - ア 災害の発生の予防又は被害の軽減に資するために緊急警報信号を使用して、災害に関する放送を行うものであること。
 - イ 災害対策基本法第57条の規定に基づく災害対策基本法施行令第22条の規定により基幹放送事業者と都道府県知事等との間に緊急警報信号の使用について協定が締結されているか又は締結の見込みがあること。
 - ウ 緊急警報信号を前置して行う津波警報が迅速かつ正確に伝達されるよう、基幹放送事業者は、その地域を管轄する管区気象台(沖縄は沖縄気象台)等から情報を得ること。
 - エ 上記イ及びウの情報伝達体制及びこれに関する連絡責任者が明らかであること。

- オ 使用する地域符号は、地域共通符号並びに当該基幹放送事業者の放送対象地域（中波放送についてはテレビジョン放送の放送対象地域に準ずる地域。以下同じ。）の県域符号及び広域符号とする。ただし、短波放送及び衛星を利用した放送の場合は、この限りでない。
- カ 基幹放送事業者が当該事業者の放送対象地域以外の地域の県域符号を使用する場合は、当該基幹放送事業者の放送対象地域以外の地域の相当部分（おおむね総世帯数の10分の1以上とする。）が当該基幹放送事業者の基幹放送の業務に係る放送局の放送区域内であること、又は当該基幹放送事業者の放送について、相当数の者（おおむね5万世帯以上とする。）による日常的な視聴実態があること。

別図



別添1 対象設備と措置について（第3条(7)ア、第6条(4)ア、第10条の3(4)ア並びに第12条(7)ア(7)及びイ(7)）

1 基幹放送に用いる電気通信設備の損壊又は故障に対する措置

(1) 予備機器等

番組送出設備、中継回線設備（送信空中線系及び受信空中線系を除く。）、地球局設備（送信空中線系を除く。）及び放送局の送信設備（送信空中線系を除く。）の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障（以下「損壊等」という。）の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようになっていること（規則第104条本文関係）。

なお、これに準ずる措置とは、複数の場所に設置されている機器に対する予備機器又はその構成部品を、保守拠点等の一か所に集中配備していることや、機器保守の委託先において配備していること等である。

例えば、ア(7)から(カ)まで若しくはイの措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

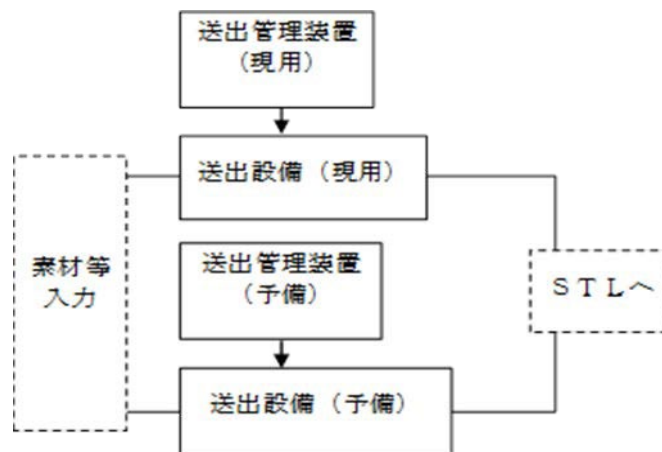
予備の機器の設置又は配備等の措置は講じられないが、常時の放送に用いられる機器の損壊等の発生時に、その機器を使用せず別の機器構成により放送の業務を継続できること（規則第104条ただし書関係）。

例えば、ア(キ)若しくは(ク)の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

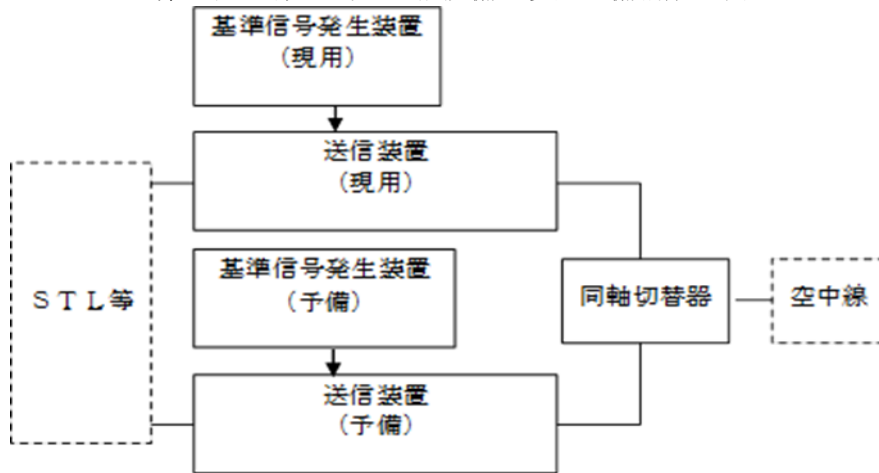
ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(7) 番組送出設備及び放送局の送信設備を現用予備構成とする措置（第1図、第2図参照）

第1図 番組送出設備の現用予備構成の例

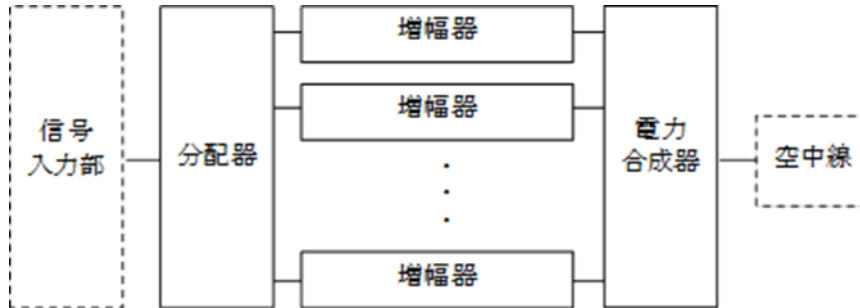


第2図 放送局の送信設備の現用予備構成の例



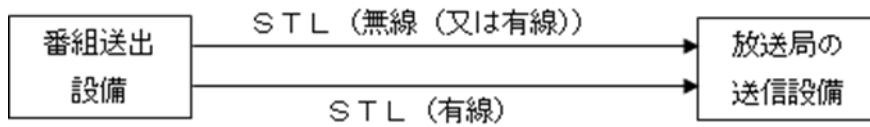
- (イ) 送信装置を並列合成方式とする措置 (第3図参照)

第3図 送信装置の並列合成方式の例



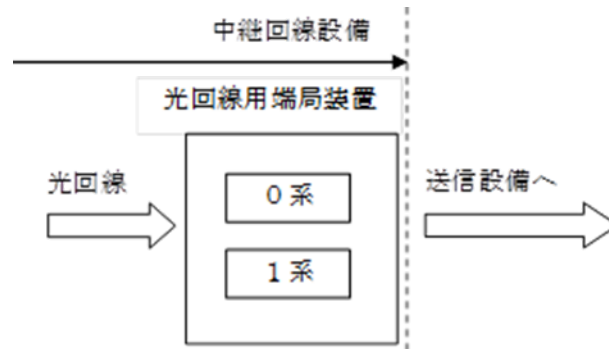
- (ウ) 局間回線を二重化構成とする措置
- (エ) 中継回線設備を無線 (又は有線) 及び有線の2ルートで構成する措置 (第4図参照)

第4図 中継回線設備を2ルートで構成する例



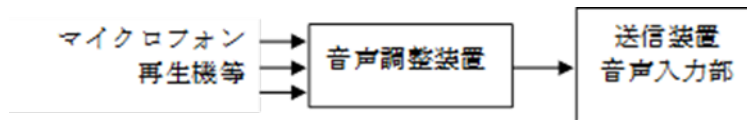
- (オ) 中継回線設備における終端装置 (光回線用端局装置等) について二重化構成をとり、いずれかに障害が発生してももう一方を使用して放送を継続する措置 (第5図参照)

第5図 光回線用端局装置を二重化構成する例



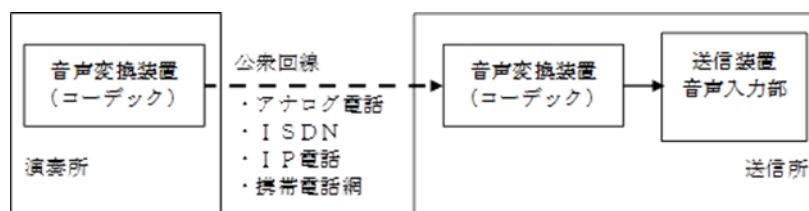
- (カ) 中波放送、短波放送及び超短波放送の番組送出設備について、番組送出設備に障害が発生し演奏所からの放送が不可能な場合に、送信所における音声信号の入力部分に予備機器を接続して放送を継続する措置（第6図参照）

第6図 音声信号の入力部分に予備機器を接続する場合の例



- (キ) 中波放送、短波放送及び超短波放送の中継回線設備について、中継回線設備に障害が発生した場合、公衆回線（アナログ電話、I SDN、I P電話、携帯電話網）と音声変換装置（コーデック）等の組合せを利用して予備回線を構成する措置（第7図参照）

第7図 電話回線を利用して予備回線を構成する場合の例



- (ク) 限定的な地域を対象とする予備送信所を親局に係る放送局の送信設備と異なる場所に設置し、親局に係る放送局の送信設備が機能しなくなった場合に限り運用し放送を継続する措置

イ・ウ (略)

(2) 故障検出

ア 損壊等を直ちに検出し、運用者へ通知する機能が備えられていること

番組送出設備、中継回線設備、地球局設備及び放送局の送信設備（以下別添1において「放送設備」という。）は、電源供給停止、動作停止、動作不良（誤設定によるものを含む。）その他放送の業務に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊等の発生時には、これを直ちに検出し、当該放送設備を運用する者に通知する機能が備えられていること（規則第105条第1項関係）。

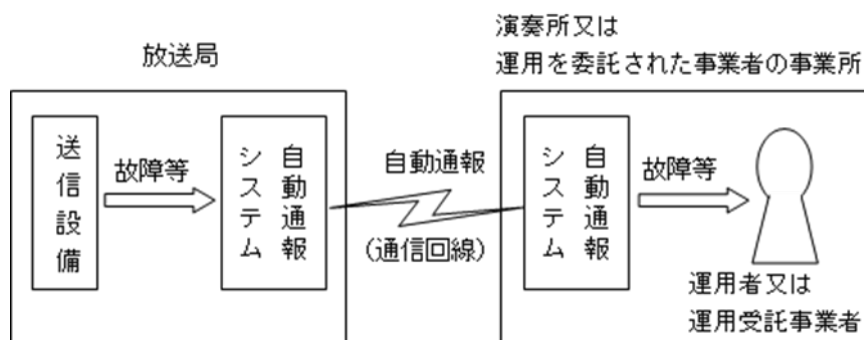
なお、対象とする損壊等には、放送設備の動作不良（ソフトウェアの不具合に起因するもの及びデジタル方式の放送においては誤設定によるものを含む。）、人工衛星の軌道異常等も含まれる。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

- (ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

- A 番組送出設備の損壊等を自動検出して、運用者に通報するアラームシステムを設ける措置
- B 放送局の送信設備や中継回線設備の損壊等を自動検出して、演奏所の運用者又は運用を委託された事業者に自動通報するシステムを設ける措置（第13図参照）

第13図 損壊等を自動通報するシステムの例



- C 無人運用時放送設備の損壊等を運用者の携帯端末にメールで自動通報するシステムを設ける措置
- D 放送局の送信設備及びそれに対する受電装置等を電話回線を使用して遠隔監視し、状態を通知する機能を設ける措置
- E 監視・制御所の設置又は委託業者による放送設備の集中監視及び運用者への通報を実施する措置（第14図参照）

第14図 監視・制御所や委託業者により集中監視を行う場合の例



(イ)・(ウ) (略)

イ やむを得ずアの機能を備えることができない放送設備について、損壊等を速やかに検出し、運用者へ通知する措置

やむを得ずアの措置を講ずることができない放送設備は、損壊等の発生時にこれを目視又は聴音等により速やかに検出し、当該放送設備を運用する者に通知することが可能となる措置が講じられていること（規則第105条第2項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備については、電気店などに委託して、エアモニタリングを実施し、損壊等の発生時に運用者に通知する措置

(3) 試験機器及び応急復旧機材の配備

ア 試験機器の配備

放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置が講じられていること（規則第106条第1項関係）。

なお、これに準ずる措置とは、試験機器の配備に当たって、拠点等の一か所に集中配備していることや、機器保守の委託先において配備していること等である。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

- (ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
 - A 試験機器を放送事業者の事業所等に配備する措置
 - B メンテナンスを委託している場合は、委託を受けた者が試験機器を配備する措置
- (イ)・(ウ) (略)

イ 応急復旧機材の配備

放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の損壊等が発生した場合における応急復旧工事、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置が講じられていること（規則第106条第2項関係）。

なお、これに準ずる措置とは、応急復旧措置を行うために必要な機材を拠点等の一か所に集中配備していることや、機器保守の委託先において配備していること等である。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

- (ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
 - A 保守拠点において、移動式の電源設備を配備する措置
 - B 保守拠点において、通常想定される範囲の故障に対応する応急復旧のための機材（予備のケーブル等）を配備する措置
 - C 保守拠点において、中継回線設備の損壊等の発生に備え、放送波による中継に切替えが可能な場合は、臨時にそれに切り替えて応急復旧するための機材を配備する措置
- （注）中継回線設備は放送波による中継が困難な場合に設置するものであるため、このような切替えは必ずしも一般的ではない。

(イ)・(ウ) (略)

(4) 耐震対策

ア 設備据付け及び設備構成部品に関する耐震対策

放送設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられていること（規則第107条第1項関係）。

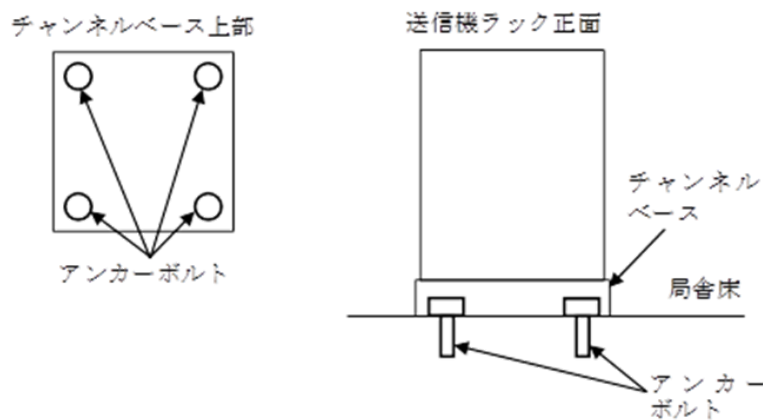
放送設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられていること（規則第107条第2項関係）。

なお、通常想定される規模の地震は、地域によっては特別な考慮が必要であるが、一般的には震度5弱程度である。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

- (ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
 - A 機器ラックを、アンカーボルト及びチャンネルベースにより床に固定する措置（第15図参照）

第15図 機器ラックを床に固定する例



- B 機器ラックの揺れ及び転倒防止のため、L型金具、チェーン、ワイヤ等により壁・天井に固定する措置
- C 機器の揺れによる引っ張り損傷防止を考慮したケーブル類（外部導体が波形状の可とう導波管、フレキシブル同軸ケーブル等）を敷設する措置

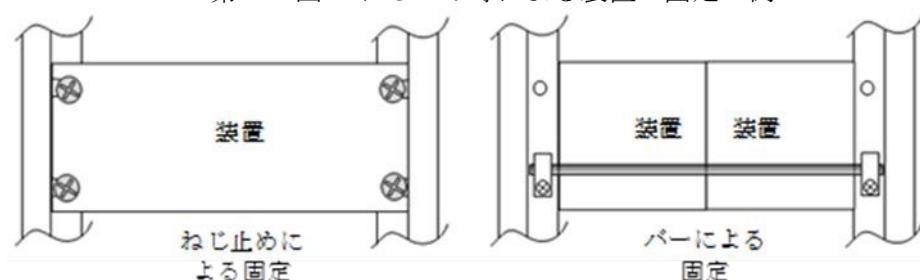
- D 装置架間にケーブルを敷設する際にラダー上でケーブルの余長を設け、揺れによる引っ張りに対応させる措置（第16図参照）

第16図 ケーブルの余長により引っ張りに対応する敷設の例



- E 中波放送の送信機出力部から空中線給電部間の信号線路に用いられる銅パイプ等の部材については、地震による破損を防ぐため、線路長に対して余裕を持った銅板及び網線を一部に挿入する措置
- F 機器ラックに設置せず、置き台等の上に設置する機器については、L型金具、プレート金具、ベルト式固定器具等を使用して固定する措置
- G 機器ラックに装置をねじ止め等により固定する措置（第17図参照）

第17図 ねじ止め等による装置の固定の例



- H 空中線の脱落を防ぐため、空中線の取付柱等に強固に固定する措置
- (イ)・(ロ) (略)
- イ アに関する大規模地震対策
- その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備に関しては、アの耐震措置は、大規模な地震を考慮した対策が講じられていること（規則第107条第3項関係）。
- なお、大規模の地震は、地域によっては特別な考慮が必要であるが、通常想定される規模の地震を上回る、例えば平成7年の兵庫県南部地震のような大規模な地震である。
- 例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。
- (ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
- A 筐体等のアンカーによる固定に加え、連結又は揺れ止め等、より耐震性を高めた措置
- (イ)・(ロ) (略)
- (5) 機能確認
- ア 予備機器の機能確認
- 放送設備の機器の機能を代替することができる(1)に規定する予備の機器は、定期的に機能確認等の措置が講じられていること（規則第108条第1項関係）。
- なお、定期的とは、予備の機器の動作についてその状態が変化しないことが十分に確保

される期間ごとである。

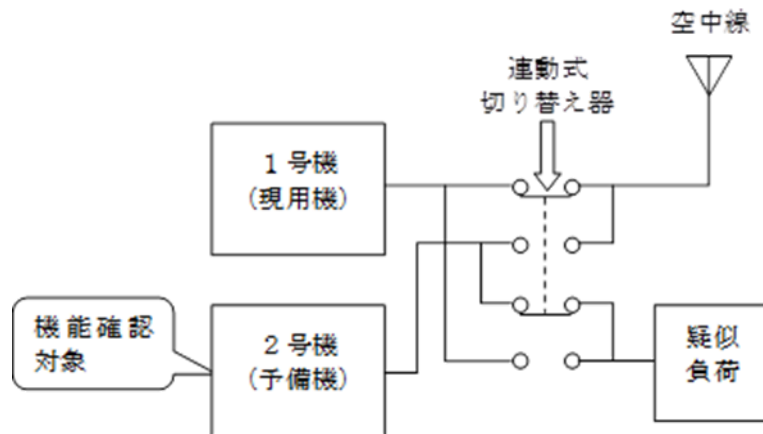
ただし、人工衛星に設置される放送局の送信設備については、常時は予備機器に電力供給されず、定期的な電源投入による機能確認が不可能であること及び極めて高い信頼性を有する構成部品を使用することから、予備機器への切替え以外の措置（予備の人工衛星に設置される送信設備の無励振状態での機能確認、現用機器の不具合が予見される場合に予備機器の電源を予め投入しての機能確認等）により、可能な範囲での措置が講じられていること。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

- A 現用機の運用中に、予備機について、定期的に動作、主要特性及び機能を確認（送信装置については擬似負荷装置を使用して確認）する措置又はアラームの有無で確認する措置（第18図参照）

第18図 予備機への切替え運用を想定した構成の場合の機能確認の例



- B 放送休止時間帯に、定期的に切替え試験を実施する措置

(イ)・(ウ) (略)

イ 電源供給状況の確認

放送設備の電源設備は、定期的に電力供給状況の確認等の措置が講じられていること（規則第108条第2項関係）。

なお、定期的とは、電源設備の動作についてその状態が変化しないことが十分に確保される期間ごとである。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

- A 法令に基づく保安規程により確認する措置
B 停電検知器、電圧計、電流計、電力計等を受電盤、配電盤等に設置、又は計器を準備して確認する措置
C データロガーによりメータリングを実施し、動作状況を確認する措置
D 常駐警備員等がメータリングを実施し、動作状況を確認する措置
E 放送休止時等に自家用発電機の試験（起動、切替え及び停止）、蓄電池装置への切替え及び受電切替え試験を実施するとともに、その際、擬似的に停電及び故障状態を発生させて、故障検知センサの動作を確認する措置
F 定期的に受電設備、自家用発電機及び蓄電池の定期保守及び点検を実施する措置
G 故障及び異常を自動検出して、運用者に通報するシステムにより、動作を確認する措置

(イ)・(ウ) (略)

(6) 停電対策

ア 予備電源の確保

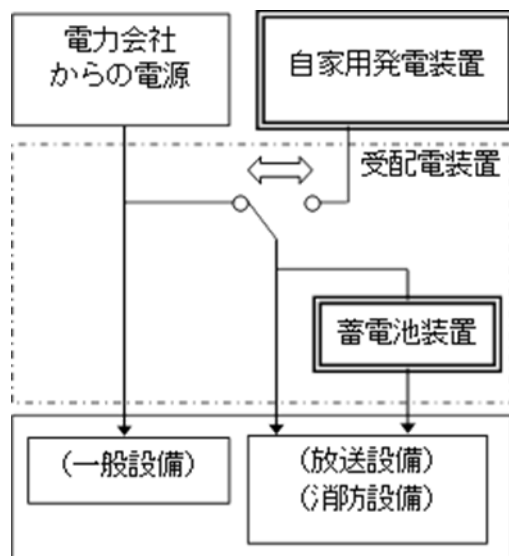
放送設備は、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置が講じられていること（規則第109条第1項関係）。

なお、電力の供給の異常とは、電力の供給の停止又は電圧低下等である。例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

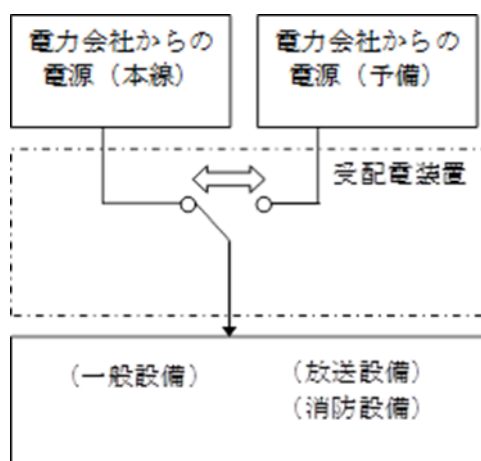
- A 非常用電源として自家用発電装置又は蓄電池装置を設置し、切替え可能にする措置
- B 自家用発電装置及び蓄電池装置を設置する措置（第20図参照）

第20図 非常用電源として自家用発電装置及び蓄電池装置を整備する場合の例



C 購入電力を2系統受電とする措置（第21図参照）

第21図 2系統受電とる場合の例



D 大規模災害時における広域・長時間の停電対策として、移動式の電源設備を保守拠点、保守委託先等に配備する措置又は複数の事業者で共同配備する措置

E 商用電源の異常時において、放送の円滑な継続のため直ちにかつ確実に非常用電源に切り替えるための保護継電器を設置する措置

(イ)・(ウ) (略)

イ 発電機の燃料の確保

自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用され

る燃料について、必要な量の備蓄又は補給手段の確保に努めること（規則第109条第2項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

A 自家用発電機の燃料を電力供給が復旧するまでに必要な容量とする措置

（例えば、テレビジョン放送及び中波放送の親局に係る放送局の送信設備の自家用発電機について、電力供給が復旧するまで停電後1日程度要すると想定した場合、その間放送を継続するために必要な量の燃料を確保する。なお、確実に燃料補給が行われる場合や予備送信所が使用可能な場合などは、この限りではない。）

B 定期的に燃料備蓄状況の確認及び補給を実施する措置

C 近隣の給油所等と燃料補給の契約をする措置

(イ)・(ウ) (略)

(7) 送信空中線に起因する誘導対策

送信空中線に近接した場所に設置する放送設備、工作物、工具その他送信空中線に近接した場所に設置するものは、送信空中線からの電磁誘導作用による影響の防止策が講じられていること（規則第110条関係）。

なお、本措置は、送信空中線からの影響が及ぶ可能性がある場合に、必要に応じて講じるものである。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア) 中波放送又は短波放送において、送信所内に設置される臨時の番組送出設備、放送局の送信設備等については、非電導部材の使用、碍子による絶縁、接地線の敷設等により、電磁誘導による高周波電流の発生を防ぐ措置

(イ) 中波放送又は短波放送において、送信所内に設置される臨時の番組送出設備、放送局の送信設備等については、放送波（振幅変調信号）がそれらを構成する装置に侵入することにより電気回路の動作が不安定になったり、当該回路内での包絡線検波作用で発生する音声信号が混入するおそれがあるため、帯域遮断フィルタ等を侵入経路に適宜挿入し防止する措置

(ウ) 中波放送又は短波放送において、空中線の近傍に設置するSTL空中線系については、帯域通過フィルタの設置を行い、影響を防止する措置

(エ) 中波放送又は短波放送において、機器の低電圧回路、CPU回路等のインターフェース信号には、十分な送信波の電磁誘導対策（ノイズフィルタ等）を実施する措置

(オ) 短波放送において、放送局の送信設備の大電力高周波部は必要に応じ二重扉とし、かつ、扉へ誘導する電流は確実に筐体側に流れるように接触片を取り付ける措置

(カ) 短波放送において、送信局舎は当該局舎全体をシールド構造とし、筐体から発射される不要な電波が当該局舎外に漏れない構造とするとともに、監視制御装置（PC使用）室に個別シールドを設置し、空中線からの電波が当該局舎内に入り込まないよう防止する措置

(キ) 短波放送において、空中線までの屋外給電線に平行線を使用するとともに、屋内は全て同軸ケーブルを採用し、高周波誘導を最小に抑制する措置

イ・ウ (略)

(8) 防火対策

放送設備を収容し、又は設置する機器室は、自動火災報知設備及び消火設備の適切な設置その他これに準ずる措置が講じられていること（規則第111条関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア) 自動火災報知器、消火ガス（ハロンガス、CO₂等）系自動消火装置、消火器等を設置する措置

(イ) 建築物内、配管及び配線用空間内について、防火壁等による区画化又は石膏ボード等による間仕切りを行う措置

(ウ) 放送設備の電源系統のショート等に起因する火災を防止するため、受電設備に当該

電源系統を切り離すための保護継電器及び遮断器を設置する措置

- (エ) 内装材、建築材料、ケーブル等について不燃性又は難燃性のものを用いる措置
- (オ) 外部からの延焼を防止するため、RC（鉄筋コンクリート）局舎、CB（コンクリートブロック）局舎又は金属若しくはセメント板パネルを使用した局舎に放送設備を収容する措置

イ・ウ（略）

(9) 屋外設備

ア 空中線等への環境影響の防止

屋外に設置する空中線（給電線を含む。）及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置するための工作物（10の建築物を除く。イにおいて「屋外設備」という。）は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものとなっていること（規則第112条第1項関係）。

なお、その他設置場所における外部環境の影響とは、地域により想定される塩害、粉塵、津波等である。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

- (ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
 - A 水等に直接接触しないよう耐候性塗料による塗装や水の侵入を防ぐための防水テープ、防水ゴムパッキン等の防水加工を施し降雨等による錆を低減させる措置
 - B 風又は雪による空中線の損壊を防ぐため、通常想定される風圧又は積雪量に耐えられる強度を確保する措置
 - C 腐食等に十分耐えられるよう、ステンレス、真ちゅう材、溶融亜鉛メッキ材等の耐候性部材を使用する措置
 - D FRP素材等を使用した防雪カバーで覆うことで、空中線が直接雨、雪等に触れないようにする措置
 - E 屋外に設置される給電線等の消耗を定期的に視認する措置
 - F 寒冷地における屋外放熱器（水冷）には不凍液等による凍結対策を実施する措置
 - G 津波の影響を容易に受けまい設置場所を選定する措置

(イ)・(ウ)（略）

イ 公衆による接触の防止

屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置されていること（規則第112条第2項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

- (ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
 - A 送信空中線の適当な地上高を確保する措置
 - B 常駐警備員による巡回警備を行う措置
 - C 敷地内への進入を防ぐ防護壁、フェンス等を設置する措置

(イ)・(ウ)（略）

(10) 放送設備を収容する建築物

放送設備を収容し、又は設置する建築物は、次のアからウまでに適合するものであること。

ア 建築物の強度

当該放送設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること（規則第113条第1号関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

- (ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
 - A 所要の強度や耐久性を確保できるよう、放送設備を固定する天井面、壁面及び床面に補強材（フレーム、筋交い、鋼材等）を施す措置
 - B 建物の構造を堅固なものとする措置（コンクリート造、鉄骨造、耐震設計等）

(イ)・(ウ)（略）

イ 屋内設備の動作環境の維持

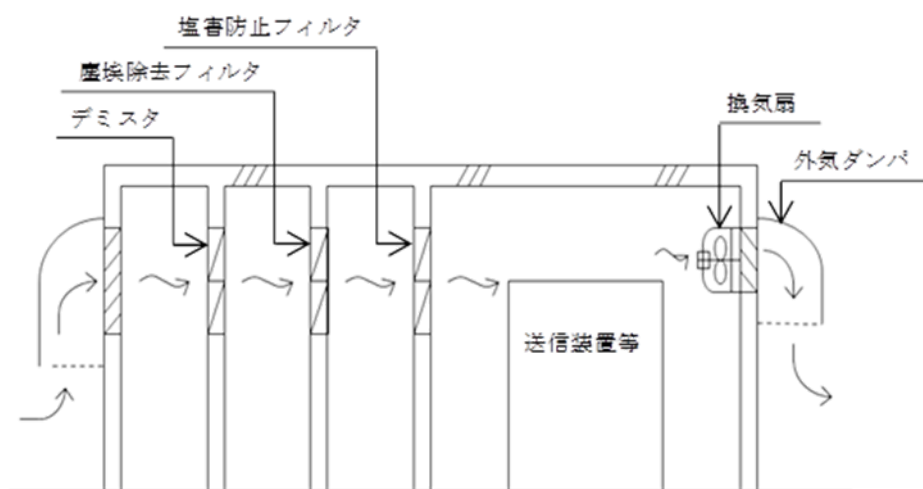
当該放送設備が安定に動作する環境を維持することができること（規則第113条第2号

関係)。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

- (ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
- A 放送設備を設置する機器室に空調設備、換気設備等を設置し、温度、湿度等を定格環境条件の範囲内に保つ措置
 - B 放送設備を収容函に納めることで、屋外環境の変化から保護する措置
 - C アスファルト防水、シート防水、塗装による塗膜防水等の防水処置を行う措置
 - D 吸排気設備における塵埃除去フィルタ、塩害防止フィルタ、デミスタ、外気ダンパ等を設置する措置 (第22図参照)

第22図 吸排気設備に対するフィルタ等の設置例



- E 屋根、外壁等に防水施工を施す措置
- F 放熱器を設置する措置

(イ)・(ウ) (略)

ウ 立入りへの対策

当該放送設備を収容し、又は設置する機器室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に放送設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること (規則第113条第3号関係)。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

- (ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
- A 建築物、放送設備を設置している機器室並びに金属及びセメント板パネルを使用した局舎に入る扉への施錠、警備員による入退出管理又は防犯ブザーや監視カメラ等の設置を行う措置
 - B 他社ビルに放送設備を設置する場合、容易に立ち入れない部屋を借用し、鍵はビルの管理下とする措置
 - C 常駐警備員による巡回警備を実施する措置
 - D 敷地内への進入を防ぐ防護壁、フェンス等を設置する措置
 - E 小規模な中継局の放送設備収容函に施錠する措置

(イ)・(ウ) (略)

(11) 耐雷対策

放送設備は、落雷による被害を防止するための耐雷トランスの設置その他の措置が講じられていること (規則第114条関係)。

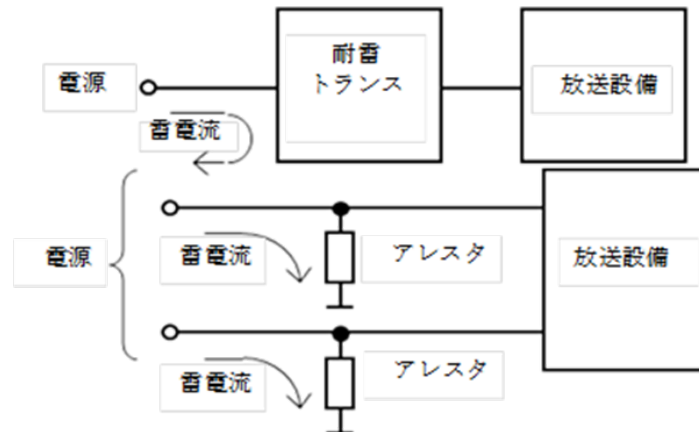
例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

なお、本措置は、落雷による放送機器や受電部等の損壊等による放送の業務への影響を軽減するために講じるものである。

ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

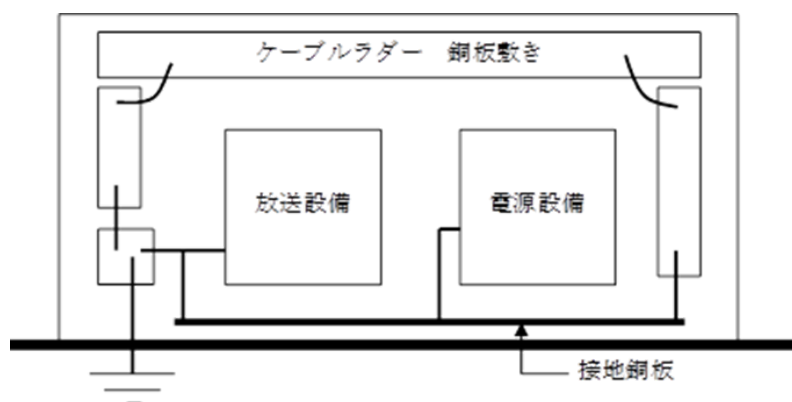
- (ア) 送信装置等について、空中線整合器への狭帯域通過回路の設置による雷サージの低減、電力増幅器の分散、雷サージの検出による送信機出力の瞬断の設計等を行う措置
- (イ) 最短での接地線の敷設を行う措置
- (ウ) 受電部から侵入する雷被害を低減するために耐雷トランス又はアレスタを設置する措置（第23図参照）

第23図 電源からの雷被害を低減する耐雷トランスやアレスタの設置例



- (エ) 制御に使用する電気通信回線からの雷対策として、サージ吸収素子を取り付ける措置
- (オ) 演奏所における接地線の区分け（放送用電源と一般用電源など）により、落雷電流の回り込みを阻止する措置
- (カ) 避雷針等の避雷装置を設置する措置
- (キ) 地中深くに銅板、銅棒等の電極を埋め込むこと（深掘接地）により接地抵抗を低減させる措置
- (ク) 中波放送の空中線の土台部分及び空中線とのインピーダンス整合装置に、空中線系から侵入するサージ電流等を放電させるためのボールギャップ（金属）又はカーボンギャップを設置し、送信装置本体への影響を防止する措置
- (ケ) 放送設備と局舎を等電位となるように接地する措置（第24図参照）

第24図 等電位接地を行う場合の接続例



イ・ウ (略)
 (12) (略)
 2～3 略

(13) サイバーセキュリティの確保

基幹放送設備に係るサイバーセキュリティの確保に当たっては、次の措置が講じられていること（規則第115条の2関係）。

- ア 放送本線系入力となる番組送出設備について、外部ネットワークから隔離するための次の措置又はこれと同等と認められる措置
- (ア) 原則として、第三者が接続可能な外部ネットワークとの接続を行わない措置
 - (イ) やむを得ず接続を行う場合には、ファイアーウォール（ネットワークの通信において、送信元アイ・ピー・アドレス（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第164条第2項第3号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。以下イ（ア）及び3（11）イ（ア）において同じ。）等を基に、その通信をさせるかどうかを判断し、許可する又は拒否する仕組みをいう。以下3（11）ア（イ）において同じ。）の設置又は不正接続対策等の措置
- イ 放送設備に接続される監視・制御及び保守に使用される回線について、外部ネットワークからの不正接続対策を行うための次の措置又はこれと同等と認められる措置
- (ア) 専用回線又はVPN回線（インターネット等の公衆回線網において、認証や暗号化等の技術を利用して保護された仮想専用線をいう。以下3（11）イ（ア）において同じ。）の使用、ポート番号（インターネットに接続された電気通信設備において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号をいう。以下3（11）イ（ア）において同じ。）若しくはアイ・ピー・アドレスによる接続制限又はID及びパスワードにより権限を有する者だけが接続できるようにする措置
 - (イ) 未使用時は回線を通じた接続を遮断する等の措置
- ウ 設備の導入時及び運用・保守時におけるソフトウェアの点検について、不正プログラムによる被害を防止するため、放送設備のネットワークからの分離・遮断の措置及び不正プログラムの感染防止の措置
- エ 放送設備に対する物理的なアクセス管理について、機密性が適切に配慮されるための次の措置又はこれと同等と認められる措置
- (ア) 番組送出設備に対しIDカード、テンキー錠又は有人による入退室の管理等を行う措置及び監視・制御回線、保守回線に係る機器の設置場所に対し公衆が容易に立ち入ることができないよう施錠その他の必要な措置
 - (イ) 外部記録メディア等を介した不正プログラムへの感染防止の措置
- オ 放送設備の運用・保守に際して、業務を確実に実施するための組織体制の構築及び業務の実施に係る規程若しくは手順書の整備に関する次の措置又はこれと同等と認められる措置
- (ア) サイバー事案の発生時の対応策及び再発防止策について、事故報告を含む事後対応を迅速かつ確実に実施するための規程又は手順書を整備する措置
 - (イ) サイバー事案が発生した場合の連絡先の整備及び報告実施等の手順書化、放送設備のソフトウェアの更新等設備の運用・保守等について、実施方法を定める規程又は手順書を整備する措置

2、3 （略）

別添2 放送の区分と送信の標準方式について（第3条(7)イ、第6条(4)イ、第10条の3(4)イ及び第12条(7)ア(イ)関係）

1 基幹放送設備を用いて行う基幹放送の品質

- (1) 地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。以下同じ。）を用いて行う中波放送

中波放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第85号）の規定に適合するものであること。

- (2) 地上基幹放送局を用いて行う超短波放送

ア アナログ放送を行う場合

超短波放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第86号）の規定に適合するものであること。

イ （略）

ウ 超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う場合

超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第89号）の規定に適合するものであること。

エ 超短波データ多重放送を行う場合

超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第90号）の規定に適合するものであること。

- (3) （略）

- (4) 地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送

デジタル放送の標準方式第1章及び第3章の規定に適合するものであること。

- (5)・(6) （略）

2 （略）

○地上基幹放送局の再免許等の審査について

地上基幹放送局（コミュニティ放送及び受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の免許及び再免許並びに地上基幹放送の業務の認定（以下「再免許等」という。）について概要は下記のとおり。

記

1 再免許等の審査

再免許等の申請については、電波法（昭和25年法律第131号）、放送法（昭和25年法律第132号）、電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）、放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）等の規定に基づき、次の項目を始め、各審査項目について審査を行う。

- (1) 無線設備及び基幹放送の業務に用いる電気通信設備が法令に基づく技術基準に適合していること
- (2) 業務を維持するに足る経理的な基礎及び技術的能力を有していること
- (3) 株主及び役員構成が外資規制やマスメディア集中排除原則に違反していないこと
- (4) 放送事業者の自主・自律に基づき放送番組の適正が図られる取組や体制が整備されていること
- (5) 教育番組又は教養番組等放送番組の相互の間の調和を保つこと（日本放送協会及び民放テレビジョン事業者）
- (6) 災害放送の充実に取り組んでいること（災害時の放送継続対策を含む）
- (7) 視聴覚障害者向け放送の拡充に取り組んでいること

特に災害放送及び視聴覚障害者向け放送の充実並びに基幹放送の業務に用いられる電気通信設備におけるサイバーセキュリティの確保に必要な措置が講じられているかについて留意する。

また、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）により実効性の確保等の観点から見直された外資規制について、審査を遺漏なく行う。その他、再免許等を受けた後、中波放送を行う特定地上基幹放送事業者及び中波放送を行う基幹放送事業者の業務の用に設備を供する基幹放送局提供事業者が、経営判断として基幹放送局（親局）を中波放送から超短波放送へ変更すること（以下「FM転換」という。）又はFM転換を伴わず、自身に属する中波放送を行う基幹放送局（中継局）を廃止することを検討し、将来の事業計画として申請を行った場合は、当該計画が「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（令和5年3月9日公表）」を踏まえたものであるかについて留意する。

2 再免許等の条件

電波法第104条の2第1項の規定に基づき、上記1に示した事項を踏まえ、次の趣旨の条件を付すものとする。

- (1) 電波法及び放送法の一部を改正する法律により実効性の確保等の観点から見直された外資規制について、免許を受けることができない者となっていないことの確認及び変更の届出等の手続きを遺漏なく行うこと。
- (2) 電波法による検査を受検する際に登録点検が実施される場合には、法律で定められている手続きであるということを踏まえ、適切な体制を整えた上で対応すること。
- (3) テレビジョン放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、教育番組10%以上、教養番組20%以上（総合放送を行うものに限る。日本放送協会の教育放送の場合は、「教育番組75%以上、教養番組15%以上」とする。）を確保するための体制を整備すること。
- (4) 令和5年11月1日から令和7年1月31日までの間における、AM局の6か月以上の運用休止を行う際には、上記1の「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」に示した要件を充足するようにすること。その場合は、電波法第76条第4項第1号の規定に該当しないものとして取り扱う（特例措置）。

なお、当該期間終了後、更に運用休止が必要と認められる場合においても、同じ取扱いとする。

（注）条件付与及び要請については、実際の申請内容等を踏まえて行うものとする。